

平成27年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第5日目）

日 時 平成27年9月17日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月17日 午前9時00分

付託議案

（健康福祉部）

第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 83号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 84号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 86号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業歳入歳出決算の認定について

（総合病院）

第 90号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（会計課）

第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（議会事務局）

第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	実 友 勉	副委員長	大 畑 利 明
委員	稲 田 常 実	委員	林 克 治
〃	福 嶋 齊	〃	榎 橋 美 恵 子
〃	岸 本 義 明	〃	山 下 由 美
〃	伊 藤 一 郎		

出席説明員

（健康福祉部）

健康福祉部長 浅田雅昭  
次長兼一宮保健福祉課長 篠原正治  
高年・障害福祉課長 福山敏彦  
健康増進課長 中野典子  
波賀保健福祉課長 田中祥一  
波賀診療所事務長 志水友則

次長 志水史郎  
社会福祉課長 木原伸司  
高年・障害福祉課副課長 砂町隆之  
健康増進課副課長 三木義彦  
千種保健福祉課長 平瀬忠信  
千種診療所事務長 長田茂伸

(総合病院)

総合病院事務部長 花本孝  
事務部次長兼医事課長 後藤一三  
医事課副課長 村上正樹  
総務課財政係長 高下司

事務部次長兼総務課長 宮崎一也  
総務課副課長兼施設管理係長 秋久一功  
総務課総務係長 阪本典子

(会計課)

会計管理者 西川龍  
副課長兼経理係長 中坪温子

次長兼会計課長 垣尾誠

(議会事務局)

事務局長 岡崎悦也  
課長(監査) 上長正典

次長兼課長(議会)兼議事係長 前田正人

事務局

局長 岡崎悦也  
主幹 清水圭子

次長 前田正人  
主幹 岸元秀高

(午前 9時00分 開議)

実友委員長 皆さん、おはようございます。

きょうは朝から雨という日を迎えました。そして、この委員会につきましては第4日目ということで、非常に委員の皆さん方、お疲れだろうというふうに思うわけですが、きょうも一日、御審議よろしくお願ひしたいというふうに思います。

座ってさせていただきます。

健康福祉部の皆さん、きょうはお疲れさまでございます。どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

健康福祉部の説明に入る前に、私のほうから少しお願ひをしておきたいというふうに思います。

説明職員の説明及び答弁につきましては、自席で着席のままでお願ひいたします。

どの説明員が説明をされるか、答弁されるかが委員長席から判断できませんので、説明職員の方は挙手をしていただいて「委員長」と発言をし、委員長の許可を得てから発言をしてください。事務局においてマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯いたしましたら発言をしてください。

以上でございます。

それでは、健康福祉部に関する審査を行いたいというふうに思います。

浅田部長、よろしくお願ひいたします。

浅田健康福祉部長 おはようございます。

それでは、連日の審査、大変御苦労さまでございます。これから健康福祉部所管に係ります審査、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

冒頭、私のほうからは、平成26年度決算の概要について御説明をさせていただいて、具体的な内容については御質問等でお答えさせていただきたいというふうに思います。

健康福祉部所管にかかわります決算につきましては、第81号議案の一般会計の関係部分、それと第83号議案国保診療所の特別会計、第84号議案鷹巣診療所特別会計と、第86号議案介護保険の特別会計、以上4会計を所管しております。

それでは、平成26年度の概要でございますけれども、平成26年度につきましては健康福祉部は計画策定の年でございます。地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、第6期介護保険事業計画、第4期障害福祉計画、以上の計画の策定、今後の福祉関係と将来を見越した計画を策定いたしておりました。

まず、地域福祉計画におきましては、これは平成26年度の繰越事業ではあったんですけども、今後の宍粟市の地域ぐるみの福祉の推進を目指して、基本的な考え方、方向性を示しております。

なお、また子ども・子育て支援事業におきましては、子ども・子育て関連3法に基づきまして、新たな子ども・子育ての支援新制度がスタートいたしますので、それを踏まえまして、平成27年度を初年度といたします5カ年計画を策定いたしております。

また、高齢者福祉におきまして第6期介護保険事業でございます。このことにつきましては、議員の皆さん、委員の皆さんも御承知のように、今後の超高齢社会を迎えるに当たって、地域包括ケアシステムの構築ということを目指した中で、それぞれ計画に沿った取り組みを進めていこうということで、計画を策定いたしました。特に保険料につきましては基準月額が5,900円と、またこのまま推移をしていきますと、この第6期の計画策定時の将来推計ではあるんですけども、このまま推移をすると10年後の平成37年度、第9期の期間になりますけども、推計値として標準月額が約7,400円から7,500円、これはあくまでも推計値ですけども、そういう金額になっていくということでございますので、この第6期計画も含めまして、今後の事業計画においては介護予防のさらなる推進、それと特に財源的な問題もございまして、国県の負担割合の見直し等が持続可能な制度設計となるように、それぞれ国県等にも見直しを求めていくことが必要であろうというふうに思います。

また、障がい者福祉におきましては、第4期障害福祉計画でございます。このことにつきましては、やはり障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会、いわゆる共生社会、この実現に向けた取り組みということで、大きくは地域移行の推進と、それから就労支援の充実等々を大きな柱としております。やはり今後、市民・事業所等への啓発も含めて、その計画の推進を図っていきたいというふうに思います。

また、保健分野におきましては、それぞれ市民一人一人の健康について、それぞれ支援をしておるわけですけども、特に平成26年度におきましては新規事業といたしまして、5歳児健康相談を新たに実施しました。これによりまして、就学前の子どもたちの発達に応じた支援体制、これが充実をしてまいりましたので、このことについて、これを実施することによって、小学校の就学につなげていきたいというふうに思っています。特に、また生活習慣病等々がございまして、特定健診の実施については非常に自治会等とも多く御協議いただいております。受診率で約40%。

国の指針60%には届きませんが、なお受診率の向上には努めていきたいと思っておりますが、この特定健診の受診結果を受けた特定保健指導の実施率については約60%と、これは県下でも1位、2位という高い率を記録しておりますので、今後もますます充実をしていきたいなと思っております。

いずれにしても、健康福祉部につきましては子どもから高齢者まで、いわゆる生まれる前からのかかりということを行っておりますので、全ての市民の健康、それから安心して暮らせるということにつきましては、関係機関、団体との連携をとりまして、今、取り組みを行っておりますので、今後ともやはり少子化、超高齢社会ということになってまいります。また、その担い手、いわゆる担い手の不足ということも大きな懸念の課題ではあるんですけども、やはり一人一人の健康と安心な暮らしということについて、それぞれ支援をしていきたいというふうに思っております。

以上、簡単でございますが、平成26年度健康福祉部の大きな取り組みの柱と申しますか、概要について御説明させていただきました。このほど、後ほどそれぞれ御質問等でお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

実友委員長 資料説明とか、そういうのはないんですね。もうこれから質疑に入るとよろしいですか。

説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、通告者がございますので、通告された委員から質疑を行います。

2番、稲田常実議員。

稲田委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

大きく3点質問いたします。

まず、成果説明書の61ページの出会いサポート事業についてお伺いします。

事業内容のところ、独身者に登録を呼びかけ、出会いの機会を設けるとありますけれども、独身者以外に、例えば離婚者等に対してフォローできる機会というのがなかったのかお聞きします。

続いて、同じく成果説明書の66ページの外出支援サービス事業についてお伺いします。

公共交通の再編により、外出が困難な人の利用に限定されるということだが、行われたパブリックコメントの件数も4件と少なく、事前アンケートも不十分であったように思います。このことにより、みなしの利用者がどれくらい減ったのかとい

うことをお伺いします。

3点目に、70ページのがん検診事業についてお伺いします。

火曜日ですかね、神戸新聞にちょっと記載されておりましたが、国内でがん発症後5年後に生存する可能性の低いものとして、肺がんにつき肝がんが上がっております。この検診項目に、その肝がんに対しての検診がない理由をお聞きすると、対策をお聞きします。

以上です。

実友委員長 それでは、答弁を求めます。答弁につきましては1つずつお願いいたします。

まず、出会いサポートについて。

木原課長。

木原社会福祉課長 先ほどの御質問なんですが、離婚者等に関してフォローできる機会はなかったのかということではありますが、特に何も行っておりません。離婚を経験された方は、原因もさまざまに結婚に対していいイメージをお持ちの方ばかりでないといったようなところもあり、その中で登録についての呼びかけでありますとか、出会いイベントの参加への呼びかけにつきましては非常にデリケートな部分であると考え、特に離婚者の方へのアプローチという形では何も行っていないのが現状であります。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 離婚者はいいイメージを持たない方が多いということなんですけども、独身者でも全ていいイメージを持ってるとは思いませんよ。離婚された方、さまざまな事情があると思いますけども、やはりシングルで子どもを育てていくというのは大変なことであります。そのための補助というのなかなかなくて、例えば保護家庭というのいろんな制約があったり、対外的な制約もあると思うんで、やはりそこにアプローチをかけて少なかったという、今までかけたことがあって少なかったのか、全くそこをもう範囲外として捉えてられるのかというのがあって、地方創生の中でも人口増、人口増といいますので、その社会増をどこも目指すんですけども、それは自然増がなかなか難しいからということで社会増に力を入れてるだけであって、自然増というのは本当に根本的に10年後、20年後を見据えてやっていかなあかんことやと思うんです。ここ二、三年のことを考えてやってると大変な目に遭うと。その自然増に対してどのような施策を講じていくかというのが僕は大きい問題や思うんですけども、今までこの事業内容の中に、独身者に登録を呼びかけはい

いんですけれども、市内独身者同士の出会いの機会を設けるということがどうして人口増につながるのか、お尋ねします。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 地域柄、独身の方がなかなか同じような世代の方と出会う機会が少ないということで、こういった事業を継続させていただいております。こういった中で、独身者と独身者がまず出会いをつくって、そこで結婚をしていただく、その中でももちろんこれにつきましては個人的な考えとかもあるんですけど、子どもを産んでいただいて、そこで産み育てていただく中で、人口増につなげていきたいという考えであります。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 市内独身者同士の結婚というのは、少子化対策になると思うんですよ。ただ、人口増にはつながらないと。やはり消防団の婚活にしても、やはり市外の女性の方に来ていただくとか、市外の方を迎えることによって人口増につながるんじゃないですか。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほどの説明の中で誤解があったかもしれないんですけど、この事業につきましては、特に市内独身男女の出会いの場を提供するものに限ったものではございません。先ほど委員言われましたように、例えばイベントの参加者につきましては市内限定といったようなことは、今現在、行っておりません。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 市内限定ということでない、市外の方にも受け皿があると。こういった周知方法をされてるんですか、その市外の方に対して。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、イベント等につきましては、兵庫県が主催しております出会いサポートセンターというのがございます。こちらのあたりにも積極的にイベント情報等を流させていただいて、広く市外の方の兵庫県に登録されてる方の参加等もお願いするような形で協力を依頼しております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 これは昨年も一昨年もひょっとしたら指摘があったように記憶しとんですけども、この出会いサポート事業というのがイベント事業を行うことが成果目標にどうしても上がって、仕方がないんかもわからんですけども、そのことによってどれだけのカップルができた、どれだけの方が宍粟市に住んでいただいたかという

のがこの数値目標に上げていかないと、サポート事業を行ったから、行った回数をクリアしたというのは、これはもちろん行政側から見るとしなければならないことをやったという成果目標になると思うんですけども、やはり結果がもう少し違う観点で、目標立てていただくことは難しいんですけども、開催回数じゃなくてその成果をちょっと明確にさせていただきたいと思うんですけども、これは多分去年もおととしも同じような質問が出たんじゃないかなと思うんですけども、そこは改善されてないんですかね。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 御指摘のとおり、回数でなくて成果ということで、今現在はカップルの成立数という形を一つの指標として成果に向けて取り組んでおります。

実友委員長 続いて、外出支援サービスについての答弁。

福山課長。

福山高年・障害福祉課長 次に、公共交通の再編により、みなしの利用者がどれくらい減ったのかという御質問であろうかと思えます。

御承知のとおり、外出支援の見直しにつきましては、平成28年度4月からということで、これからの話になるかなと思っております。ちなみに、平成26年度の外出支援サービス事業のみなしの利用登録者数につきましては、319名でありました。平成25年度は288人ということで、比較して31人の方が増となっておりますということになります。先ほど申し上げましたとおり、平成28年度4月から公共交通再編によりまして外出支援サービス事業の対象者の見直しをさせていただきます。比較的元気な高齢の方に対しては、公共交通を利用していただくということで、みなし認定の方、また要介護2以下の方について対象から外れるという形になります。その中でも、要介護2以下の方でも、またみなし認定の方であっても、車椅子でありますとか介助が外出には必要であるといったような方については、外出支援で拾っていくと特例的な措置も設けていくということ、今現在検討しているところでございます。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、基本的にみなしの方の中でも、歩行困難な方というのは外出支援のまま利用していただけると。そのほかに比較的軽い方は、公共交通を利用していただく。ということは、例えば歩行困難な方は公共交通を利用する機会はほぼないであろうという予測ですか。

実友委員長 福山課長。



福山高年・障害福祉課長 外出支援の本来の目的が、自宅からの外出が困難な方に対する、その外出を一部支援していくという考え方でございますので、歩行困難な方が公共交通を使われないという絶対的なあれではないです。公共交通を使えれば使っていただければいいんですけども、困難であるという判断の中で外出支援の対象者に認めていくという考え方でおります。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、例えば公共交通を乗ろうと思ったら乗れると、そのための介助というのはドライバーがある程度はできるということをお聞きしとんですけども、ドア・ツー・ドアで便利な外出支援を使う確率というのは、そこは減ってこないと思うんです、歩行困難な方。歩行ができる方は外出支援に移動すると、公共交通の車両自体が福祉車両じゃないんで、これは社会福祉協議会との関係もあって、今後その辺が拡充されなくても縮小されるということないですか。縮小というか、不便を感じるということは。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 実際、この公共交通が11月から稼働するという一方で、なってみないと非常にわからない部分はございますけれども、公共交通で各バス停まで移動が困難であったりとか、そういった方の中でどうしても介助が必要で長く歩けないとか、そういった方については特例的に、やはりドア・ツー・ドアにはなるんですけども、外出支援のほうで拾っていくという。その線引きをするところが非常に難しいわけですけども、そういう基準も今検討しているところでございます。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 11月から始まる公共交通、ある程度様子見のともあると思うんで、前もって地域の声、利用者の声というのがなかなか聞き取ることができてないと思うんで、動かしてもってまた多少なり変動はあると思うんですけども、今回の目的というのは交通弱者の足を奪うために公共交通を再編したんじゃないと思うんですよ。ですから、本来の目的がやはり外出支援の金額が膨れてしまったということで、もう一遍ちょっと原点に返って外出支援公共交通も整備して、外出支援も抑えていくことが狙いやと思うんで、例えば障がいを持たれた方とか、交通弱者に不便がかかることのないようにだけお願いします。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 今、委員おっしゃったとおり、いわゆるこれまで外出支援サービスにつきましては、いわゆる公共交通の空白地がありました。いわゆる公共交通

があれば、本来ならばそれを利用できるんだけど、走ってないからどうしてもこの外出支援サービスで利用していただいた方々がございますので、今回、いわゆる公共交通の空白地の解消も含めて全市的に再編いたしますので、その公共交通に乗っていただける方については公共交通を利用していただいて、地域の足といえますか、公共交通を守っていただくと。それから、やはり幾ら近くをバスが走っておたと、公共交通が走っておたとしても、これは乗れないんだという方もございますので、その方については引き続き外出支援サービスで利用していただくということにしておりますので、今現在の見直し案では、みなしの方、要支援1、2、それから要介護1、2の方々については対象から外していこうとしていますけど、基本的にその方々は自力で歩行等も可能な方が多うございます。ただ、その中でも今課長が言いましたように、つえをついたりとか、それから単独での歩行が困難な方もありますので、基準としては、そういう今お示ししておりますけども、その基準のとおりいかなない方々については、引き続き外出支援サービスの利用をしていただくということと、その全体的な二本立てで今新たにスタートしようとしていますので、我々も当然財政的なことも考慮に入れていかなければならないんですけども、それはそれとして、やはりどうしても公共交通の利用が難しい方については、それを対象外にするという意図ではございませんので、今、その具体的な、実際に公共交通が動いてみてどういう課題が出てくるかというのも当然出てきますので、それも含めて順次見直しといえますか、充実してはいく予定にはしております。

以上です。

実友委員長 関連で、山下委員。

山下委員 外出支援サービスで質問させていただきたいと思います。

成果説明書の66ページの外出支援サービスのところで質問させてもらいます。

平成26年度決算と前年度の決算比で785万3,000円のマイナスが出てるんですけども、これは平成26年度に外出支援サービスが見直しをされた結果であると思うんです。それで、平成26年度から利用回数の上限見直し、あるいは利用料の改正、あるいは対象者の見直し等を行っておられます。その中でも特に大きな問題であるとして以前から指摘していたのが、税金の滞納を理由にサービスを提供するかどうか、これを決めるというような項目が入ったということでした。それから、また運転免許を持っているかどうかというようなこともあります。

それで、この平成26年度の見直しが行われて、800万円近くの予算が削減されたことになるんですけども、実際に交通弱者の方から医療機関にかかれなくなった

とか、その他いろいろ公共施設に行けなくなったとかいうようなことがなかったのかどうか、お尋ねいたします。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 おっしゃるとおり、平成25年度から平成26年度にかけて外出支援の見直しも行わせていただきました。料金等も引き上げさせていただくということと、特に大きくは利用回数を半減の96回にさせていただいたと。それと、それに加えて障害者割引についてタクシー事業者のほうにも導入していただきたいということで、導入もさせていただいたという結果が、800万円近く減となったという要素でございます。

ただ、全ての外出に対して保証していくというものではございませんので、96回ではなかなか足りないんじゃないかといった問い合わせ等の電話等もありましたけれども、その後、追跡する中では96回の範囲内でおさまったといった方もおられますので、96回になったからといって使いづらくなったといった声を聞いた部分は、今のところはございません。

実友委員長 山下委員。

山下委員 私自身は困ったという声をたくさん聞きました。

それで、今回平成26年度公共交通をしっかりと確立しない中でのこういった見直しは、非常に問題があったのではないかと考えておりますが、その点はいかがですか。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 この外出支援の見直しにつきましては、平成25年度からいろいろ議論を進めてまいりました。ただ、その当時から御説明も御報告もさせていただいておったと思います。やはり外出支援サービス単独での見直しというのは、これはできない。やはり公共交通の空白地も含めて、やはりきっちりとした公共交通を動かすというのが一つの前提でございましたので、その公共交通とあわせた中で、今回外出支援サービスの見直しも行う。やはり対象者については、平成26年度につきましては療育手帳をお持ちの方であるとか、精神の手帳をお持ちの方、追加・拡充もさせていただきまして、やはりこれまで実施しておった事業を振り返る中で、またいろいろといろんな方面からの御意見をいただく中で、やはり必要な方についてはその部分は必要だということで、対象者の方は拡充もさせていただいておりますので、やはり全体的な流れの中で将来も見越した中での外出支援サービスの見直しというのを、前倒しと、事前にこういうふうに将来はしていきたいんです、そ

これは公共交通の再編と前提に合わせて、こういう方向で運営していきたいということをお示しした中で進めてきましたので、そういうことで御理解いただけたらなと思います。

実友委員長 山下委員。

山下委員 もともと外出支援サービスの予算がこれだけ膨らんできたのは、タクシーの料金による支払いに変更した、山崎町、当初始まったころは委託方式だったのを、タクシー料金による支払いに変更したということにあると思うんです。そこで、やはり外出支援サービスのサービス内容を充実させるためには、このあたりのところを今後しっかりと考えていって、見直しをしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えておるんですけれども、いかがでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 おっしゃるとおり、この外出支援サービス事業につきましてはタクシー事業者に委託をお願いしているということで、タクシー運賃がベースとなってきます。御指摘のとおり、過去の山崎町時代の方法に見直していくべきではないかというような御指摘もございますけれども、これにつきましては今定着してきたこの外出支援サービス事業の中で、その方法につきましても将来検討していくべきだというふうに考えております。

実友委員長 関連で、大畑副委員長。

大畑副委員長 外出支援のことでちょっと関連で質問させてください。

私の質問は、利用者とかあるいは事業者の方々が、この制度のルールを違反して、そのことによってこういうふうに外出支援にかかる費用がふえていったと、その影響ですね。そして、本来利用すべき人が利用ができなくなっていったというか、そういうことがないかという懸念を抱いております。平成26年度でそういうことがあったのかなかったのか。私が聞き及んでますのは、今の利用目的としては病院とかというふうに限定をされておりますが、病院の前でおりて買い物に行くとか、あるいはほかの用事を済ます、そしてまた病院のところで帰りの乗車をすると。要はタクシーの乗りおりの場所を目的地にして、実際の利用は違うとこでされてるというようなことを聞いております。そういうことも、ほかのことも含めて事業者が便宜を図ったりされてるとかいうことで、そういうとこの利用がふえて、本来必要な方のところにしわ寄せが来てないかなということをおもうんですが、そういうことに対してあったのかどうかということ。もしあれば、どのような改善を考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 先ほどおっしゃった事例につきましては、確かにございました。そういった事例が高年・障害福祉課のほうに入ってきますと、そのタクシー事業者に対して内容等の調書をする中で、指導等をさせていただいております。全てをチェックできるというところには至っておりませんが、そういう事例が耳に入ってきますと、その都度タクシー事業者に内容等の説明を受けて、その是正に向けた指導をさせていただいております。

実友委員長 よろしいですか。

それでは、続いてがん検診の関係について答弁を求めます。

中野課長。

中野健康増進課長 肝臓がんの健診ということですが、肝臓がんの検診そのものは実施しておりませんが、肝臓がんの原因の9割を占めると言われていますB型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査を、特定健診がん検診の会場で十数年前から実施しております。平成26年度につきましては、年度末年齢で40歳になる方と、あとは5歳区切りで70歳までの方で、今までに検診を受けられたことのない方は受けてくださいという御案内の文書を検診の前に送付させていただきまして、肝炎ウイルス検査を受けていただく、それで陽性になった方について病院のほうで経過を見ていただくということで、慢性肝炎の状況にならないようにして肝臓がんを防いでいただくというような形での取り組みを実施しております。平成26年度の受診者は786名でした。

以上です。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 先ほど質問させてもらったのは国立がんセンターの出された数字なんですけども、ことし初めてその数字が明らかになったのか、何年か前からこの数字が出てたのかはちょっとわからないんですけれども、今、検診されてるいろんな胃がんから大腸がん、前立腺がん、いろいろ検査があるんですけど、この肝がんが死亡率が高いということが出てるんですね。それは御存じやと思うんですけども、それに対して、今おっしゃったようにC型肝炎のウイルスであるとか、そういったものがほとんどの原因という説明があったんですけど、例えば肝硬変からの肝がんとかいうことはないんですかね。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 肝硬変からがんになるのはよく知られていることなんですけれ

ども、肝硬変になる前に肝炎、急性肝炎とか慢性肝炎になって、その段階で治療がうまくいけば肝硬変にならなくてというような形になりますので、肝炎ウイルスがある方が慢性肝炎とかになりやすいという統計というか、医学的な見地がありますので、主に肝臓がんについてはこのウイルスというのが原因、約9割ぐらいがということになっておりますので、がんを見つける検査ではなく、ウイルスに感染しているかどうかを見る検査のほうをさせていただいています。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 今、肝炎ウイルスの関係で五百何人かの方が肝炎ウイルスの検診を受けてるということで、全体の人数からいったら少ないと思うんですけども、ちょっと済みません。

実友委員長 暫時休憩します。

午前 9時36分休憩

---

午前 9時36分再開

稲田委員 肝臓がんに対して自覚症状が少ないということで、恐らく786名という少なさになってるんじゃないかなと。その肝炎ウイルスが肝硬変とか肝がんにつながるという認識もやっぱり低いと思うんですけども、この死亡率が高いということは見直していかなければ、この肺がんとかいうのは多分もうあちこちにポスターが張ってあったりして周知できてると思うんですけど、肝臓がんに対して周知がもう一つ少ないんじゃないかなと。こういう数字が出たからには、またちょっと取り組みを考えていただかないといけないのかなというふうに思いますので、これは僕も専門的なことはわかりませんので、この数値と新聞発表のことだけで質問しておるんですけども、また専門の方に十分検討していただいて、新たな取り組みとしてできることであれば取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 肝臓がんの肝炎ウイルス検査につきましては、御指摘のとおりちょっとPRが少なかったのかもしれないので、今後は取り組みというのを今まで以上にしたいと思います。

それから、肝炎ウイルスというのは今の医療の状況では通常は感染しない、昔は予防注射の針の使い回しであるとかいうことで感染が拡大した時期がございますが、最近はそういうことがございませんので、毎年受ける必要のある検査でもありませんので、そこは毎年受けるということは経費の無駄にもなりますので、受けたこと

のない人がきちっと受けられるようなPRに努めていきたいと思います。

以上です。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 恐らく献血でも肝炎というのははっきりすると思うんですよ。そのおそれがあるというようなこと。だから献血されてる方は多分わかると思うんで、その辺も広げていただくとか、いろいろ方策があると思うんでよろしくをお願いします。

実友委員長 よろしいですか。

稲田委員 終わります。

実友委員長 稲田委員の質問、質疑についてはこれで終わります。

続いて、榎橋美恵子委員。

榎橋委員 それでは、よろしくお願いいたします。

成果説明書の64ページでございますけれども、敬老会の開催の補助事業というのがございます。

75歳以上の高齢者が6,955人、敬老会を開催する経費に対しての補助金が1人につき1,600円出てるわけですね。合計が1,112万8,000円。敬老会への参加者は4割を切っておりますが、参加されない方の補助金は何に使われておりますかということです。

もう一点ですけれども、この敬老会は健康と長寿を祝うことを目的とした事業でございます。参加者が少ないと思いますが、今後どのような御検討をされるのかお聞きしたいと思います。

成果説明書の65ページでございますが、シルバーパワーアップ事業の中に、いきいき百歳体操に参加してポイントで商品券に交換できるようになってると思いますが、現在、そのような方が何人いらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

実友委員長 答弁を求めます。

福山課長。

福山高年・障害福祉課長 まず、1つ目の敬老会補助金につきまして、参加されない方への補助金は何に使われておりますかという御質問にお答えします。

この補助金につきましては、社会福祉協議会のほうに補助金として交付しているわけですが、参加、不参加にかかわらず敬老会開催の経費の積算根拠として社協へ補助をしているものでございまして、敬老会の開催にかかわる社協からの実績報告を受けて、後に補助金精算をするわけでございますけれども、参加者の弁当代でありますとかイベント経費、またマイクロバス代等、そういったもろもろの経費

にこの補助金交付額が、全額が使用されているというのが現状でございますので、参加されていない方に補助金が使われている、使われていないということにかかわらず、この敬老会経費の算出根拠として、この対象者全体に対する1,600円という形で出ささせていただいてというのが現状でございます。

それともう一点、敬老会の参加者が少ない中で、今後どのような検討をされるのかという御質問でございますけれども、敬老会参加率が低調であるということは重々承知しておるわけでございますけれども、市としましてもやはり公金を投入していくという中では、効果的な敬老会の開催ということが一つは義務であるのかなということで、今、検討を重ねておるわけですが、今後、関係団体、特に老人クラブでありますとか、自治会等へ敬老会の開催の運営のあり方につきまして、意見等をお聞きしながら判断していきたいというふうに考えております。

実友委員長 敬老会の関係について、榎橋委員、再質問はございますか。

榎橋委員。

榎橋委員 それでは、今おっしゃいましたようにこの金額が全部社協のほうに行っているということでございますね。ということは、少なかったら残りが何かに使えるという感じで、社協がもうかるといったらおかしいですけども、多かったらその分弁当代とかもいっぱい出るわけですので低くなるわけですけど、この算出の方法がちょっとおかしいかなと思ったりもするんです。ですから、一つ一つ本当にイベントで、誰かよく歌手とか呼ばれますよね。その方に謝礼として幾らとかで、何がどうだったのかというのを精算していただいてお支払いするという方向はできませんでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 おっしゃるとおり、一律75歳以上の高齢者の方を対象としての数に、1,600円を掛けた経費を敬老会事業に使ってくださいという補助金という考え方も、今後は見直していくべき必要があるのかなというふうに思っております。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 ぜひそういう方向でこの精算はちゃんとしていただいて、何にどうというのをはっきりしていただくほうがよろしいかなと思います。少なかったら少ないでいいわというふうにならざるを得ない傾向性にあるのかなと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

私も2回ほど今まで参加させてもらったんですけども、やっぱり少ないですよ



ね。いつも同じようなことをされるということで、ちょっと趣向を変えていただくとかいう方向性をやっぱり考えていかないと、だんだんこれでは減るかなと思ったりします。もちろん健康を害してらっしゃる方はもう参加はできませんが、健康な方でもやっぱり進んで行こうという気持ちにならないこういった事業かなと、イベントかなと思っておりますので、その辺をしっかりと高齢者の方の何か生きざまを体験して、体験発表じゃないですけどね、そういう話を聞くとか、そういう参加者みずからが何かをするという方向性もとっていかないと、行って御飯を食べて何か見て帰るというのでは、ちょっと何か余りいい催しではないようにも考えておりますので、その方向性はいかがですか。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 敬老会の開催の見直しということにつきましては、課長がお答えしたとおりでございます。やはり、今後見直していかなければならない。

御承知のように、敬老会の開催の手法といいますか方法は、それぞれ地域によってこれまでの過去の経緯もございますので、実施の方法が違っております。このことについて、当然参加者が少ないということも現実的にありますので、連合自治会長さんなり、それから老人クラブの会長さんのほうにも投げかけもさせていただいております。やはり実施の方法についてちょっと見直しを、検討のことについては投げかけをさせていただいておりますので、今後、検討・協議を進めていくことになろうかと思えます。

補助の経費につきましても、当然どういう実施方法になるのかということも含めて一緒に考えていかなければならないのかなというふうには思っております。ただ、やはりこの敬老会の開催につきましても、やはり今言いましたように過去からの長い歴史がございますので、一度に大きく変更するというのがなかなか、地域の方々にとっては非常に思い切りができないということもございます。ただ、自治会でやっておられる方と地域もございます。それから、1カ所で開催されている地域もございますので、やはりその辺については今後市民の方がございますので、市の行政だけで判断するわけにはいきませんので、十分相談もしながら検討も進めさせていただきたいということで、今、取り組みを進めているところでございます。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 今後、本当にその参加される方、されない方もいらっしゃるんだけど、高齢者の方が行きたいなと思うような催しで、また本当に元気が出る催しであっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

実友委員長 続いて、シルバーパワーアップについて。

福山課長。

福山高年・障害福祉課長 続きまして、シルバーパワーアップのポイントで商品券に交換している方が何人いらっしゃるかという御質問ですけれども、平成26年度の実績では29名でございます。平成27年度の現時点におきましては192名の方がいらっしゃいまして、あわせて今までの累計でいきますと221名の方が、例えば道の駅でありますとか、伊沢の里でありますとか、そういったところの指定管理施設の商品券に交換をされているという状況でございます。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 ありがとうございます。

参加者の人数が583名ですから、かなりいいところポイントをいただいて頑張ってくださいってと思います。私もよくお話を聞くんですけども、本当に今ちょっとおもりをつける、何か負荷する、そういうのがあって、本当にこの百歳体操がただ単に体操するんじゃないくて、そういうものがあることによって何か足も本当に丈夫になったとかいうお話も聞きますので、これもニーズがふえていきますように、また御指導よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

実友委員長 よろしいですか。

もしこの関連がございましたら。

稲田委員。

稲田委員 この決算委員会の資料の一番最後のページを今ちょっと見せてもらったんですけど、この登録者数というのが波賀町、千種町、極端に少ないんですけども、これはどういった原因、千種は多分今度のプールに期待されると思うんですけど、ほかは登録者数自体が少ないんで、何かこれは理由があるんですか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 これは平成26年度の数値でございますけれども、特に北部地域が少ないという御指摘でございます。

このシルバーパワーアップ事業、いきいき百歳体操につきまして、その普及啓発に向けた話はしているわけですけども、これは自主活動で基本的にはやっていたとということ。それと場所等の確保もしていただくというようなことも踏まえまして、なかなかちょっと伸びなかったかなという感じがしております。ただ、平成27年度に入りまして、千種町等でも実施してくださる自治会等もふえてきておりますので、これから啓発をもっとどんどんして行って伸ばしていきたいなと思っております。

ます。

実友委員長 ほかございませんか。

続いて、大副委員長。4番まででお願いできますか。

大畑副委員長 ちょっといろいろ出していますので、それぞれが項目を区切ってやりますので、この事前質疑書の内容を前後いたしますけどもお許してください。

まず、少子化対策について、この1番、2番というところでお尋ねしたいというように思うんですが、お尋ねする前にこの資料提供を求めている分について、委員長、お諮りしたいんですがいかがでしょうか。

実友委員長 部長、資料はありますか。

浅田部長。

浅田健康福祉部長 平成26年度の少子化対策推進総合計画の取り組み状況ということで、資料の提供の御要望がありました。今現在、平成26年度、本日も決算の認定、それぞれ審査いただいております。今、各部局のを全体的に取りまとめておりますので、決算が確定した後に、それぞれ当然庁舎内の少子化対策の会議もございまして、そういうところに諮って、それぞれと最終的に市のホームページで公表する予定にしておりますので、今現在はまだ取りまとめ中でございますので、その点で御了解いただけたらと思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 そうじゃなくて、私はこの審査の中で健康福祉部の所管部分についてお願いしたいというふうに言ってるんです。ですから、審査が終わって全体を取りまとめられるのは今のお話でよくわかるんですが、健康福祉部の審査に関して資料提供をいただきたいんですけど、それは無理ですか。

実友委員長 暫時休憩しますか。

暫時休憩。

午前 9時53分休憩

---

午前 9時53分再開

実友委員長 会議を再開します。

浅田部長。

浅田健康福祉部長 全体的な部分については、今、御答弁させていただいたとおりでございます。

健康福祉部の所管の部分については、1枚物ではまとめてはおりません。ただ、

それぞれに成果説明の中に入れておる部分もございますので、若干ある程度の部分は口頭では御説明ができるかと思えますけども、御指摘いただいております資料としては取りまとめができておりませんので、その点、本日は御容赦いただきたいと思えます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 私はお諮りしてるんで、委員長、判断を求めます。

実友委員長 今、それこそ取りまとめができてないという状況でございましたら、取りまとめはいつにできますか。

浅田部長。

浅田健康福祉部長 健康福祉部の所管分について、本定例会の会期中に何とか取りまとめをさせていただいて、提出をさせていただきたいというふうに思います。

実友委員長 それでは、そのようにしてください。それでよろしいですね。

続いて、大畑副委員長。

大畑副委員長 少子化対策、やっぱりいろんな角度でこの間も意見が出てるし、地方創生の中でもここは重要だということで双方認識しております。こういう場でしっかり言っていただくというか、僕らは追及してるんじゃないくて、健康福祉部としてこういうことをやってるんだということをPRする場でもあるので、そういう立場でやっぱり事前に通告してるわけですから、ぜひそういうこの場を利用するという、言葉は悪いですけども、市民に向かってもしっかりPRを僕はさせていただきだというふうに思っております。

いろいろ御努力をされてるというふうに思うんですが、本日の事前に出てる成果説明とか、そういう資料の中でどういう取り組み状況をされてるのか、どういう成果が上がったのか、少し御報告をお願いしたいと思います。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、児童手当等の支給状況について御説明さしあげます。

平成26年度の支給額が6億4,900万円弱となっております。このことにおきまして、子育て世帯における経済的負担の軽減を図り、児童の健やかな育ちを支援いたしました。

続きまして児童扶養手当の関係なんですけれど、こちらのほうも支給額のほうが1億3,000万円強と、こちらにつきましては御承知のようにひとり親家庭における経済的負担の軽減を図り、児童の健やかな育ちを支援したものとなっております。

続きまして、少子化対策事業の中でのファミリーサポート事業について御説明さ

せていただきます。

こちらのほうは家庭で育児をされる保護者の方が、一時的に都合が悪くなったという場合に、一時的に子どもさんを預かっていただくところをお願いするという形で、お願いされる会員さん、お願いする側、そしてお願いしたり、お願いされたりする両方の会員さんを募らせていただきまして、相互扶助というような形で事業を取り組みさせていただいております。平成27年の3月現在で、おねがい会員さんが143人、まかせて会員さん73人、どちらも対応していただける会員さんが14人ということで、合計230人の会員さんで成っております。活動件数は延べで626件、活動を行ってもらっております。

出合いサポート事業のことにつきましては、社会福祉協議会さんのほうに委託しております。先ほど説明をさせていただいております。

以上です。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 私のほうから若干補足をさせていただきます。

お配りしております決算委員会の資料の21ページからごらんいただきたいと思えます。

いわゆる少子化対策の関係で健康福祉部の部分で資料として上げさせていただいてる真ん中のところに、子育て支援センター事業、今4カ所子育て支援センターを設置して、それぞれの子育て支援をしておりますけども、この取り組みを行っております。それから22ページの上、特定不妊治療の助成、これは少子化対策の条例にも載せております事業でございます。特定不妊治療費の助成を行っております。

それとページでいいますと、25ページに真ん中のところ、表9ということで、妊婦健康診査費の助成ということで、平成26年度については計で430名、約2,200万円強という形での助成、これは事業につきましては少子化対策事業の助成条例に載せておる部分でございます。

資料の中で少子化対策ということで載せておる部分については、以上でございます。ほかにもいろいろと、不育症治療の助成も条例には入れておりますけども、平成26年度は申請はなかったかと記憶しております。ちょっと間違っていたら、また課長のほうから訂正をお願いしたいと思いますけど。

重立った部分については以上でございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 少子化対策、いろんなところが総合的にやらないといけないと思

ますし、なかなか難しい課題ではあるというふうに認識をしております。その中で、子どもをもうけたいということで一生懸命努力をされている若い女性の方々も市内にたくさんいるということがわかりました。特定不妊治療ということで、平成26年度は249万3,000円の助成がされておりますけども、このことによる成果についても一度教えてください。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 特定不妊治療につきましては、平成26年度、申請が29件ございました。実利用者というのは19組の方が御利用になっております。そのうちの9組につきましては妊娠をされております。そのような状況になっております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 僕もいろんな不妊で悩んでおられる方に会って、特定不妊治療にかかる費用がこれだけすごいのかなというのを改めて知ったんですけども、大体ネット何かで見ますと20万円から70万円という範囲で書いてありましたけど、実際どのくらいかかっていて、どの部分をどの程度助成をされているのか、もう一度ちょっと教えてください。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 特定不妊治療につきましては、国の制度と県の制度がございまして、それに準じて助成をさせていただいております。県の補助を受けられたその申請書の写しを持って、県の助成対象外になった経費のうちから、1回当たり10万円を上限として市のほうで助成をしております。

受けられる治療といいますのは自由診療、保険適用になりませんので、自由診療になりますので、少し個人差が大きい金額なので、今ここで平均が何ぼぐらいでしたというのはちょっと即答できませんが、ここに書いております助成対象額というのが692万円ございますので、それを29で割ると平均20万円ぐらいの金額が助成の対象金額で上がってきておるように思いますので、先ほど言われたように高額な治療費が要ることになります。

ちょっと金額の平均的なものしか、今、お答えできないので、細かな治療内容につきましてはちょっと回答できませんので、また資料等必要でしたらお届けさせていただきます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 また教えてほしいんですが、どういう制度設計なんかがちょっと知りたくて、個々いろいろ違いがあると思うんですが、助成としてどういう制度設計

を考えてるのかというのをまた教えてください。

それで、きょうもう一つ、今後に向けて御検討いただけないかなと思うのは、こういう高額だから助成していこうということだろうというふうに思うんですが、もう一方の一般の不妊治療ですね、人工授精。これに向けて努力されている女性、若い方もたくさんいらっしゃるんですね。これは大体、これも幅があると思うんですが5万円ぐらいな金額だというふうに聞いているんですが、これも何回もされると非常に費用もかさんでまいりますので、ここに対するの助成が今、全くないと思うんです。ですから、こういう一般の不妊治療に対して市独自で何らかの対策を打って、少子化対策につなげていこうというようなお考えはないでしょうか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 人工授精が特定不妊治療の助成対象にならなかったという経緯がございます。特定不妊治療を開始するときに、国のほうで高度な生殖医療に関するいろんな委員会がございまして、そこでいろんな議論がされた中でも、一般の人工授精についても議論はされておるんですけども、その中で助成対象にならなかった経過というのは、1つは特定不妊治療の対象の治療というのは、生殖学会に加入の生殖医療に精通した医者でないと助成の対象にしない、それも安全面を考えてそのようになりました。一般の人工授精につきましては、生殖学会の加入の先生方ではなく、普通の一般の産婦人科の先生で可能で、広く普及していて、5万円というよりももう少し安価な経費でできるということで、特定不妊治療の対象になっておりません。それで、現在のところ一般の人工授精の分の助成をするとすると、市の補助基準というのをつくる段階におきまして、医療機関との調整等でかなり難しいことがございますし、自由診療の世界ですので、先ほど5万円とおっしゃいましたけれども、場合によっては1,000円台でやっているとところもあるというような状況で、料金のところの上限とかをどのように決めたらいいかというようなところもかなり課題になってくるかと思っておりますし、その辺のところがあって、今のところ具体的に人工授精を助成するという計画は持っておりません。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 冷たい返事が返ってきたんやけど、医師会との調整とかいろんなことがあるのかもしれないけど、やっぱり少子化対策で若者女性がこの地で頑張っていて、子どもを産み育てたいという思いに少し報いていこうかみたいところ、そういうところを担当課として考えていただけないかなということなんで、今、今年度

の平成26年度の決算審査とは直接関係ございませんけど、ぜひ少子化対策の一環として今後一度御検討いただけないかなと思います。門前払いではなく。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 人工授精の成功率というのは極めて低く、なおかつ何回も繰り返すよりも、その状況によっては特定不妊治療に切りかえるという考え方もございまして、その辺の整理ができないとちょっと助成事業として立ち上げるのは非常に難しい事業かなと思っております。人工授精について皆さんすごく悩まれてるお話は現場ではよく聞いておりますので、委員がおっしゃることは重々わかっておりますが、ちょっと助成事業にするに難しいと担当課が今のところは思っているのは御理解いただきたいと思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 続いてお願いします。

次、障がい福祉に関してお尋ねしたいというふうに思います。先ほども、冒頭に部長のほうからも障がい者福祉に対して、地域移行の促進でありますとか就労支援、その辺に重点を置いて取り組んだという御説明がございました。

その中で、まず1点目は相談支援事業所の関係なんですが、みずばしょうの関係が資料としては上がっておるんですが、委託をされてる部分、委託料259万2,000円に係る部分、この辺の相談業務の内容とかについてお教えいただきたいと思います。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 先ほどおっしゃった相談支援事業所への委託につきましては、みずばしょうではなく社協が開催、設置していただいておりますゆめぷらんという事業所について、相談業務の一部を委託をしているわけですが、具体的な内容としましては福祉サービスの利用援助、情報提供でありますとか相談等ということで訪問に行ったり、電話等の対応をしていただく。また社会資源を活用するための支援としまして、各支援に対する助言でありますとか指導、こういったもの、例えば福祉サービスの利用等に関する支援でありますとか、障がいや病状の理解に関する支援、そういったところの相談支援。また3つ目には、社会性の活力を高めるための支援、不安の解消でありますとか、情緒不安に関する支援でありますとか、家計、経済に関する少し家庭内に入り込んだ支援、そういったようなところの支援。また生活技術に関する支援ということで、家事でありますとか、公共機関の利用の方法等、そういったところの相談支援。また、その他家族関係でありますとか人間関係に関する支援、権利擁護に関する支援といったところの具体的な相談支援を委



託しているところでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 このみずばしょう、直営でやっとなる部分しか資料が出てないんで、障がい者全体に対してどういう相談支援事業を行われてるんかというのは、やっぱり委託先も含めて知りたいんですよ。その辺の直営の部分と委託の部分で、どういうふうに相談支援だったり、あるいはサービス利用計画の策定をされてるのかなという、そういうのはつくれますか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 済みません、みずばしょうのほうを担当しております。委託を社協にしておりますゆめぷらんとみずばしょうは、月に1回定例会を開催しまして、事業等の内容、相談の計画の策定方法だとか、対応の難しい事例の検討であったり、今後どのように研修をしていくかとか、計画作成上、宍粟市でなかなかサービスが整っていないものをどのようにして支援をしていくかというような内容の検討を、月2回定例で実施しております。その中で課題があれば少しずつ解決できるように、みずばしょうはみずばしょう、ゆめぷらはゆめぷらんとという形でなく動く体制にしております。

現在、サービスがかなりふえてきましたので、それでサービスがここ1年半ぐらいで組みやすく、開設当初よりも就労支援の事業所等がふえて、サービス計画がやや組みやすくなったというのを担当者からは聞いております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 そういう努力をされてることはよく理解してるんですけども、相談と、それからどういうふうな後の支援事業につながっていったかとか、サービス業につながったとかいう、そういうまとめた資料みたいなものが欲しいなということをおもうんですが、それは無理なんですか。作成できないんですか。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 個々のケースができるかどうかはちょっと確認しなければわかりませんが、トータルとしてはこの決算委員会資料の20ページにサービス計画の策定状況については、トータルは計上させていただいております。このいわゆるプランがこれだけできたと。そのプランによって、どういう支援、サービスの利用であったかという部分について、ちょっと確認させてください。多分、個々のケースは非常に難しいかなと思うんですけども、今、大畑副委員長が言われてる資料の内容がどういう内容なのかということもあわせて再度確認させていただいて、それ

ができるのかできないのかも含めて、ちょっと後日調整をさせていただけたらなと思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。ちょっと私の質問がわかりにくかったと思うんですが、いわゆる成果をどういうふうに見るかというところがありまして、ここは相談支援事業所としていろんな相談を受け、そしてその人にとってどういうサービスを提供するのがいいのかという。部長がおっしゃった地域移行へのサービス提供であったり、就労支援のサービス提供、そういうふうにつながっていったと思うんです。ですから、それぞれみずばしょうなりゆめぷらんが果たしてきた相談が、以後どういうふうに結びついていったのか、そういう成果をちょっと見たいと。それは別に個々の、一人一人がどうなったかということではなくて、全体でも何か成果が見えるような資料があればわかりやすいかなというふうに思います。そういう意味なんです。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 ちょっと検討といいますか、ちょっと調べさせてください。ここで出せますとか出せませんとか、御返事できませんので。よろしくお願いします。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ではお願いいたします。

実友委員長 関連で、山下委員。

山下委員 相談支援事業所のことについて、関連の質問をさせていただきます。

成果説明書の69ページの相談支援事業運営費というところで、このみずばしょうが平成25年から市直営の事業所として開設されて、障がいのある方たちの計画を立てたり、いろいろ相談に乗ってこられました。これに対して、非常に市が直営でしてくださってるところで本当に対応もいいし、ずっと続けてもらいたいというような声が上がっております。以前お聞きしたところでは、これはずっと続くものではなく、いずれ民間に委託するというようなお話を伺ってたんですが、そのところをお話がどのようになっているか御説明をお願いいたします。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 相談支援事業を直営で立ち上げた経緯は、以前も御説明させていただいたかと思います。これまで障がい者の法改正によって、それぞれ各サービス利用に当たっては個々のサービス利用計画を作成しなければならないということで、そのリミットが平成27年3月末ということでございました。私がこの健康福祉

部に行ったときに、まだその民間の事業所もございませんでして、どういうふう  
にこの障がい者福祉を推進していくかということで、いろいろ議論させていただいて、  
まず民間の事業所で立ち上げができないかということでもいろいろ検討も協議もさ  
せていただいたんですけども、結果として民間のほうがなかなか立ち上がり、いわ  
ゆる民間としての運営ができるのかどうかというのは、非常に民間の事業者さん、  
法人さんが御心配されておりました。ただ、それをそのまま放置するわけにもいき  
ませんので、やはりこれは市の責務として直営で立ち上げをさせていただいたのが  
経緯です。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、やはり民間の事業所でできる部分については、  
当然民間の事業所が大いに頑張っていただければ、それにこしたことはございませ  
ん。やはりいろんな事業所が立ち上がった中で、障がい福祉が充実することがまず  
基本でございますので、民間の事業所の設置に向けて、今いろいろとお願いもする  
中で、またこの事業所を設置するに当たっては資格といたしますか、研修にも行って  
いただかなければなりませんので、そういう県の主催する研修にも行っていただい  
て、それぞれ民間の事業所の立ち上げをお願いしているところです。

事業所として直営で平成25年10月に立ち上げました。あと社会福祉協議会が市内  
全域に組織を持っておりますので、その部分で社会福祉協議会にもお願いし、それ  
からあと市内の民間の法人さんにも、立ち上げについてもいろいろと協力依頼もし  
ているところでございますので、基本、それぞれ民間の事業所で十分立ち上げがで  
きて、対応ができるということになると、直営の部分は解消すべきかと思えます。

ただし、障がい者福祉といたしましても、児童の分野と成人の分野とでは非常に大  
きく違います。成人の方々へのサービス利用計画はつくれるというか、それからい  
ろいろと相談も受けられるんだけども、児童の部分についてはなかなか受けられる  
人材といたしますか、職員さん等々がございませんので、将来の見込みとしては、今  
言いましたように民間の事業所で立ち上げていただけたら一番いいとは思っており  
ますけども、その中でも特に児童の分野は非常に民間の事業所は難しいという判断  
は今しております。もしそれが民間の事業所で対応ができないということになりま  
すと、その部分は引き続き行政がしっかりと対応すべきものと思っております。

以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 民間の事業所に、特に児童の部分は対応してもらえる民間がなかったら  
そのまま残るということでしたが、成人されてる方の場合は民間の事業所に移る方

向ということの説明があったように思うんですけども、民間の事業所に移って、そして市として障がいを持っておられる成人の人たちにどのように責任を持っていくかということが問われてくると思うんです。そこで、先ほど大畑委員が言われておりましたように、今現在、平成26年度からゆめぷらんさんもかかわってくださってるんですけども、それに対するしっかりした報告がないということで、みずばしょうのほうのはあるんですけども、やはり民間に委託された場合、そういったしっかりとした、大畑委員も言われてたような報告も市として行っていく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 本日、提出させていただいております決算委員会資料の20ページの部分につきましては、これは市全体の分ですので、そのみずばしょうの分も入っております。いわゆる各それぞれの事業所につきましては、直営のみずばしょうも含めてですけども、サービスの利用計画の案をつくると。このAという方の今後のそういう支援について、どういう支援が必要なのか、どういうサービスが必要なのかということで案をつくる。それを市の担当部局が最終的に決定を下すということでございますので、いわゆる民間の事業所にサービス利用計画案をお願いしたとしても、最終決定は当然行政がかかわりを持ちますので、個々それぞれの方々についての障がい福祉の分野については、当然行政と、それから事業所が連携する中で、それぞれの方々が一番いい支援が何かということを判断して実施いたしますので、いわゆる民間になったらどうなるという御心配があるということだと思っておりますけども、その点は、今も現状社会福祉協議会でゆめぷらんが実施していただいておりますけども、特に行政とも連携をとりながら、それぞれ実施をしておりますので、この形態については変わらないというふうに私は思っています。

実友委員長 山下委員。

山下委員 決して、今実施しておいてくださってる社会福祉協議会を批判してるわけではないんです。よいプランというか、よい相談に乗ってもらっているという声も聞いております。

しかしながら、その民間に移ったときに、市としてどのように責任を持ち続けていくかというところで、やはり民間に移っても、その民間がどのような内容の支援をしているのか、そしてその支援をされている障がいを持っておられる人たちが満足されているのかとか、そういったことはやはり報告としてしっかりと出していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 先ほども言いましたように、その点につきましては民間の事業所のほうでプランの案を作成されます。その案が市の行政の担当部局に出てきて、最終的にその方のサービス利用計画が決定するわけですので、その時点でもいろいろとチェックといいますか、評価もできますし、それから冒頭申しましたように、それぞれ単独で動く部分ではなしに、お互いに連絡を取り合いながらの事業になりますので、その点は先ほども申し上げたとおり、行政と事業所と連携して、連絡を密にして、その人に合った必要なプランの作成及び決定を今後もやっていきますので、その点でも御了解いただけたらなと思います。

実友委員長 よろしいですか。

ここで休憩をとりたいというふうに思います。40分まで休憩をとらせていただきます。

午前10時24分休憩

---

午前10時40分再開

実友委員長 会議を再開いたします。

大畑副委員長、通告に従って質疑をしてください。

大畑副委員長。

大畑副委員長 それでは、続けてよろしくお願い申し上げます。

障がい者福祉の関係の2つ目に行かせていただきます。

障がい者の就労支援という立場で質問なんです、私自身、障がい者には多くの能力があって、いろんな仕事につくことが可能だという認識を持っておりますし、ある大学の先生は、中小企業で障がい者雇用する企業がすごく業績が伸びるという、そういう本まで出されてるぐらい障がい者の人たちの能力、そういうものを生かしていく必要があるという、そういうふうに思っております。

それで、1つは役所が取り組んでいただいております障がい者施設からの優先調達の問題であります。ここ近年伸びておりまして、今年度も額にして280万円の物品の調達、あるいは役務サービスの調達が進んでいるということで評価をしておりますが、担当の企画総務部にお尋ねした部分で、お答えができず健康福祉部のほうでということがございましたので、幾つか福祉部のほうにお尋ねしたいというふうに思います。

まず、1つはこの優先調達の対象になっているのが、障がい者施設で働いておられ

る人はもちろんですが、在宅障がい者も対象になるというふうに認識をしております。その在宅障がい者に対する情報提供などがどのように取り組まれてるかという質問をしたんですが、在宅障がい者がどのような仕事が可能なのか、そういうことが十分把握できていないので健康福祉部に尋ねてほしいということでした。それで、まずその部分について1つお尋ねしたいというふうに思います。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 その件につきまして、調達方針の中にも、おっしゃったとおり在宅就労者についても対象としているところでございますけれども、現在、その取り組みはされていないというのが実情でございます。その把握につきましても、今後どのように把握していくか、企画のほうでも答えられたように、その情報提供の方法でありますとか、業種の把握方法、こういったものを例えば地域自立支援協議会の就労支援部会、また商工会等と連携しながら検討していきたいというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 情報提供も含め、今後の取り組みが進みますようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから2つ目ですが、その施設で働いておられる皆さん方についてであります。この優先調達については、目的としては工賃の向上計画というものがあったというふうに思います。役所の調達だけに限らず、ほかのことも含めて、そこで働いてる人たちの賃金がどれだけ上がっていくかということが目標だというふうに思うんですが、これまで取り組まれている優先調達の関係で工賃がどのように変わってきたのか、あるいは今後どのような課題があるのか、その辺を少しお尋ねしたいと思います。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 この工賃につきましては、平成26年度の平均工賃、また平成27年度の平均工賃の見込みとして上げておりますけれども、就労支援B型の事業所、A型も平成27年度からあるわけですが、A型は平成27年度からということで含まれておりませんが、B型の事業所7カ所の平均工賃として、平成26年度実績が1万2,218円、また平成27年度の見込みとして1万2,903円、106%の伸び率で上げていったらなということで見込みを出しております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。引き続きよろしくお願い申し上げます。

この優先調達について、いろいろ同僚議員たちとも議論をするんですが、まだまだ障がい者に対して下請的な仕事といいますか、そういうところを担ってもらってるという感じで、少し障がい者に対する捉え方というか、考え方という部分でまだ十分そこが整理されてないんじゃないかという意見があります。

それから、商品の販売とかもいろいろやっておられますけども、やっぱり目立つところは障がい者施設に対する支援というのが、言葉は悪いですけども助けてあげようみたいな、そういう部分ではいけないというふうに思ってるんです。そういうところでつくられる品物が、ほかと遜色がないというぐらいのものでないと、勝負できていかないというふうに私は思っています。そういう授産製品、そういうものももっともっとよりいいものになっていく。今もふるさと納税の返礼品にも大分来て、相当いい品物が出てきているというには思ってるんですが、さらに商品開発みたいなものが進んでいく必要があるかなというふうに思うんですけど、そういう部分での御指導というのはどのようにされてるんでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 先日も事業所との連絡会を持ったわけですけども、今後ですけども、平成28年度に向けて優先調達となるべき商品と、事業所として今までどおりなのか、もっと開発をしてしていただけるのか、そういったところも踏まえて御検討くださいといったようなことも申し上げておりますし、これから予算編成に入っていくわけですけども、各部署にも優先調達ができる商品等、福祉部のほうで取りまとめてできるだけ使用していただくと、利用していただくとといった取り組みをしていきたいなというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

そこで、ちょっと現状で私はもう少し力を入れていただきたいなと思うのは、今、課長がおっしゃったように、やっぱりそれぞれの努力が各施設に任されてるというふうに思うんですね。ですから、施設にそれだけの余裕があるところとないところではなかなか進まないというふうに思うんで、施設全体、B型ならB型全体をコーディネートしていくとか、指導していくとか、そういう人が誰か僕は要るんじゃないかなというふうに思っています。参考比較になるかどうかわかりませんが、シルバー人材センターにはきちっと市がお金を出して、そしてそういう仕事の開拓をするような人を専門で雇ってますよね。役所の経験者たちが何人か行って、高齢者の皆さんの生きがいの場、仕事の場を確保するという形で相当なお金も出てると思う

んです。それに比較して、ちょっと障がい者のその部分について弱いんじゃないかなというふうに私は思いますので、その辺また御検討をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 おっしゃるとおり、シルバーは一組織としてそういったコーディネートされる方がおるわけですが、この事業所につきましては多数、いろんな事業者がある中で、先ほども申し上げましたように事業所連絡会でありますとか福祉ワークネット連絡会、そういったところをフルに活用しながら、そういった課題に向けて進めていけたらなと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 続けてお願いいたします。

審査資料の15ページでございますが、障がい福祉に関しましてテーマになっております親なき後の対策といいますが、両親、保護者にとっては自分が亡くなった後の生活のあり方について非常に心配が多くございまして、グループホームなどの立ち上げが開設が多く進んでいくことを望まれております。宍粟市内にも実績が出てきておりまして、ここには家賃補助の実績が上がってようかと思うんですが、私は開設に向けて国県の補助とかもあるんでしょうけども、なかなか十分なものではないなというふうに思うので、こういうグループホームの開設に対する市の考え方をもう少しお伺いしたいのと、それからもう一つは、県が要綱をつくってると思うんです、この家賃補助以外で。その県の要綱も市に裏負担を求めてると思うんです、幾らか。ですから、市のほうも県の要綱に従ったものをつくっていかねばいけないなというふうに思うんですが、それがまだ整備されているんでしょうか、いないんでしょうか、ちょっとその2点をお伺いしたいと思います。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 まず、グループホーム整備に係る補助で家賃補助がございましたけれども、整備に係る補助につきましては、まず県が単独事業で行っている補助につきましては、市が随伴しなければ補助がおりないということがありますので、その点につきましては、その要綱整備に向けて取り組みをしているところでございます。

また、新規にグループホームを整備する中で国基準等にそぐわない、例えば空き家対策でありますとか、利用人数で基準に満たないといったような整備について、市の単独としてどんな補助ができるか、その部分についても今、研究をしていると



ころでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。いろんな社会福祉法人なんかも議論が進んでるそう  
でございますけども、いち早くそういうサポートできるようなものができますよう  
にお願いしたいと思います。

次に行かせていただいてよろしいですか。

実友委員長 ちょっと待ってください。

関連がございましたら、よろしいですか。

次に行ってください。

大畑副委員長 それでは、介護関係に行かせていただきたいというふうに思います。

まず、成果説明の32ページでございますが、健康と福祉を育てる安心のまちづく  
りのところで、老人福祉計画及び第6期の介護保険事業計画を策定して、地域包括  
システムの実現に寄与しましたというふうにあります。これについて具体的にどの  
ような成果があったのか、御説明をいただきたいと思います。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 御承知のとおり、地域包括ケアシステムにつきましては、  
団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に構築していくということで、宍粟市  
におきましても第6期の介護保険事業計画の中にその施策をお示ししたところでご  
ざいます。高齢者が地域で生きがいを持ちながら暮らしていけるように、今後の取  
り組みがなされていくわけですけども、その中でも特に、その地域で安心して医療  
が受けられる、また介護サービスが受けられる仕組みというものが1つ大きな柱と  
してあります。これは平成26年度の中で、この包括ケアシステムの一つの大きな柱  
となります医療と介護の連携という部分について、医師会等との関係機関との再三  
の調整によりまして、昨年12月24日に医療と介護の連携会議が設置され、平成26  
年度においては3月にも第2回目を開催して、今後、医療と医療、介護と介護、ま  
た医療と介護、それぞれの分野が連携して地域包括ケアシステムを構築していく  
ことを検討していく、こういったところの会議も立ち上げ、今現在進んでいる  
ところでございます。

また、地域での高齢者の居場所づくりでありますとか元気づくり、そういったと  
ころでは先ほど来の質問にもありましたけども、シルバーパワーアップ事業、いき  
いき百歳体操事業、そういったところの設置支援、そういったところを行っている  
ところでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

そこで、このいきいき百歳体操についてなんですが、これの効果測定、非常に人気があって補正予算まで組まれたわけですが、具体的にこの体操を通じて介護予防といえますか、あるいは介護給付がどれだけ抑えられたかというようなことの成果は上がってるんでしょうか。

それと百歳体操、例えばデータをとったりする効果測定みたいなことも取り組んでおられるんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 経済的な効果に対する指標といえますか、成果といえますその測定については、宍粟市としてはまだ始まったばかりでありますので行っておりません。ただ、全国的な例としましては、岡山県の津山市がそういったデータをとっておるというところで、いきいき百歳体操に非参加者当たりの1人当たりの介護請求額が、参加者群に比べると大きく差が出ているという結果も出ております。そういったことで、全国では高知県が一番に始めたわけで、それがほぼ10年ぐらいたっておるんですけども、そういったところの検証結果も見ながら、宍粟市としてもその効果測定にこういった指標を持ち上げていくのか、設定していくのかといったところも検討していきたいと思っております。

ただ、介護予防成果、効果を市単位で発揮するという点については、高齢者人口の少なくとも5%からできたら10%程度の参加が必要であるといったことが言われておりますので、宍粟市の場合、高齢者が1万2,000人程度ございますので、今、シルバーパワーアップ事業として3カ年計画で地域創生事業として実施しておるところですけども、その目標は1,000人としているところでございます。

ただ、個人的にはいろいろと体力がついてきたとか、そういったいろいろなアンケート調査の結果の中で、そういう成果は出てきているのかなということで、資料としましては健康福祉部が提出しております最終ページの44ページにそのアンケート結果も載せておりますので、ごらんいただけたらなと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

ちょっと具体的にどういう体操なのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。自分の両親とか、そういうところで見たときに、やはり転倒が起因してあと寝たきりになっていって、介護度がどんどん進んでいくみたいなパターンが多いと思

います。そういう意味では、転倒予防のための体操というものが組み込まれていくというふうなことになるんだらうと思うんですが、そのためには歩行速度なんかの測定とか、そういうことをまず体操を始められた、例えば4月なら4月と10月なり半年後とか、あるいは1年後とかにどのぐらいそれが改善されたかみたいな、個々の測定みたいなことをやられてる自治体もあるというふうに聞いてるんですが、宍粟市の場合はどの辺の予防を考えて、どういう体操をやられてるのか、ちょっと教えていただきたいと。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 このいきいき百歳体操は、通常の例えばラジオ体操とかとは違いまして、1つは筋力をつけていただくということで、手首、足首にバンドを巻いて、その中におもり、負荷をかけて足を上げたり手を上げたりとかした、そういった運動を最低週1回していただくと。その中で筋力をつけていただいて、できるだけ自分の足で歩いていただける期間を延ばしていこう、ひいては健康寿命を延ばしていくために実施している事業でございますので、個人にとってはいつまでも元気で歩くことができ、先ほど来あります経済的な効果を生み出そうとすれば1,000人以上、もっと全ての人がと言いたいところですけども、多くの方に実施をしていただいて、介護給付費、ひいては医療費等が抑えられたらいいなというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。それじゃ成果が上がることを期待したいというふうに思います。

続きまして、介護保険事業のことで伺いたいんですが、基金のことなんですが、成果説明資料の17ページに、中段以降のところ特別会計に属する基金というのがございます。この中の介護保険事業基金、この平成26年末残高1,812万8,000円というのがあるんですが、この平成26年末というのはいつを指すんでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 平成27年3月末を指します。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 私、ごめんなさいね、健康福祉部はわからないかもわからないんですが、会計課の委員会資料が事前に出ております。ここに平成26年度基金一覧というのがあるんですが、会計課の資料によりますと、介護保険事業基金の平成27年3月の期末残高、これが1億712万8,112円となってるんです。随分金額が違うなとい

うふうに思いまして、この辺をちょっとお伺いしたいんですけど。

実友委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長 この17ページの基金につきましては、平成26年度の決算額に合わせたベースでの整理となっております。

一方、会計課につきましては、単純に3月末現在での数値ということで、4月、5月の出納整理期間中の平成26年度中の積み立てであったり取り崩し、こういったものが考慮されておられませんので、その差が出ております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

そしたら、この17ページの数字が年度末の基金というふうに捉えたらいいわけですね。わかりました。

それでは、この保険のところをちょっと行かせていただきたいと思います。

まず、審査資料22ページでございますが、ここに保険事業として製鉄記念広畑病院、3次救急体制整備負担金ということで205万7,000円というのが決算額が上がっておりますが、これはどのような内容なんでしょうか、お教えてください。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 製鉄記念病院の3次救急に対する負担金になっております。金額の決め方というのは、救急搬送された、救急車が何台入ったかというものを中西播磨の市町村ごとに集計しまして、製鉄記念病院の3次救急の赤字分の2分の1を、その救急車の搬送件数で割り戻したもので、この宍粟市の金額は平成21年度、平成22年度、平成23年度の救急車の3年間に入った救急車の平均件数53件をもとに積算されたもので、205万7,000円になっております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 といいますと、ドクターヘリはこれではなくて、また別に出してるんでしょうか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 ドクターヘリの件数という形ではなく、ドクターヘリそのものへではなく、製鉄記念病院の3次救急のICUを運営している部分への負担金になります。だから、もちろんドクターヘリが搬送した人も、ここで治療を受けるという形になります。先ほど言った53件の中にはドクターヘリの分も入っており、搬送された方も入っています。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 3次救急に該当する救急車の搬送とドクターヘリの搬送が、この負担金にあると。それ以外、3次救急以外のドクターヘリは別で出してるということで解釈したらよろしいんですか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 ドクターヘリの運営費につきまして、そのものについては市町村が今のところは負担金は出しておりません。県の事業になります。

実友委員長 よろしいですか。

大畑副委員長。

大畑副委員長 もう一つ保健の関係で27ページでございますが、精神保健に関するということでございますけども、何年か前に神戸新聞で発表があったかと思うんですが、宍粟市の場合、自殺者の件数が県下でも上位にあるということで、ショッキングな報道だなというふうに捉えまして、それから何年か経過しているわけですが、今現在の状況をどのように捉えておられるのか、そしてどのような対策が講じられてるのか、ちょっと教えてください。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 自殺をされた方の人数につきましては、毎年県のほうの保健衛生統計の中から人数等を確認させていただいて、推移を取りまとめたものを持っております。それについては健康しそ21の中にも記載させていただいております。一時期すごく県平均の中では高かったんですけども、ここ数年につきましては年度ごとにちょっと下がりがちで、県平均ぐらいに落ちついた年もありますし、また少し自殺された方が多いという年もありますが、まだやや県の平均よりも高い状況が続いています。ただ、ちょっと突出したような状況は少しおさまったかなと思っております。

対策にしましては、県のほうの指導を受けまして、3年間の自殺対策の事例検討であったり、県の保健福祉センターの指導員を定例的に来ていただいて保健師の勉強会を開催したり、実際に発生した事例について何か対策ができなかったのかというような検討会を3年間続けてきました。その中で、自殺未遂の方の病院に運ばれた後の訪問等が、最近ちょっとできるようになったような状況もあります。やっている事業はここに、平成26年度に行いました事業についてはそちらのほうに書いております。平成26年度はやっぱり自殺対策というのは啓発活動も非常に重要ということで、ちょっと映画会などを開催して多くの方に参加していただきました。また、年に1回は相談窓口一覧を全戸配布しています。9月が自殺防止月間、昨日まで、

9月16日までが自殺予防週間でしたので、それに合わせてそういう啓発事業をさせていただきます。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ここに平成26年度の関係する事業ということで、今、課長から啓発の重要性が言われましたが、そのほかに対策連絡協議会とか、あるいは庁内の連絡会というのが掲げてあります。この辺の回数がちょっと気になりまして、年間1回という意味なんでしょうか。そこの人数の欄が空欄になってるんですが、この辺、ちょっとその回数で妥当なのかどうかということと、人数が書いていないのはなぜか、その辺をちょっと教えてください。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 自殺対策連絡協議会のメンバーにつきましては、この欄の一番上に書いております医師会の代表の先生、民生委員・児童委員さん、警察、それから学校の関係者等のメンバーを迎えて、自殺対策についてどのようなことが必要かというような御意見をいただいたり、市の自殺対策の年間計画について御協議しております。計画を御協議して、前年度の実績について御報告するような形でしているのですが、年に1回で適当かなと思って今のところは実施しております。人数については、済みません、これは網かけをするのを忘れておりまして、メンバーの人数まで入れなくてもいいかなと思ひましてちょっと入れておりません。十二、三人の方がメンバーになっていただいておりますので、質疑人数は覚えておりませんが、10人ちょっとの人数です。

それから自殺対策庁内連絡会というのは、自殺をされる方につきましては市のいろんな窓口に来られる方もあるということで、行政の関係の相談窓口にいるなどとこへ来られて、自殺という言葉はされなくても、いろんな言葉だったり悩みだったりの中から、自殺をされる方がおられる、ちょっと予見されるようなことが把握できるのではないかとということで、ゲートキーパーという自殺の直前でとめる研修があります。それはいろんな方に受けていただくというようなこともありまして、市の庁内連絡会の主な目的は、そういう自殺を考えておられるような方が仮に市の窓口に来られたときに、何かちょっときっかけに気づきというか、自殺対策、とめるというところまでいかななくても、何か気がついて声をかけることができればということで、そういう考え方、ゲートキーパーの考え方を市役所の内部の方に知っていただくことを目的に開催しております。これも連絡会のメンバーなので、ちょっと網か

けをしようと思って忘れておりました。人数を書いておりません。今年度、平成26年度につきましては、40人ぐらい集まっていたかと思っております。もう少しゲートキーパー研修というのを市内部だけでなく、いろんなところで開催したいと思いつながら、ちょっと今年度もまだ開催できておりませんので、その部分につきましては継続的に実施していく予定にはしておりますので、引き続き、なかなか自殺対策ということになると難しいんですけども、実施していきたいと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 1回で今のところ十分とお感じということで、ちょっとがっかりするんですが、課長も言われたように、突出した人数というのは最近傾向はないけども、依然として県平均よりも上回っているという、そういう認識をお持ちであれば、この連絡協議会が数が多ければいいということじゃないんですが、こういう公的なこととか、あるいは役所とか、そういうところへ相談に行くケースというのはまれだと思っております。もっともっと僕は外部の資源を有効に使いながら、自殺対策をしていかないといけないんじゃないかなというように思っています。自殺といっても個人の問題ではなく、そういう状態になる社会的な背景が存在しているわけですから、やっぱりそういうところをしっかりとつかんでいく、そこを問題があるのであれば改善していくというような形で、もっと民間のNPOさんでありますとか、そういうことのたけた人たちもたくさんいらっしゃると思うので、そういう資源を活用した取り組みを今後強めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 自殺対策につきましては、いろんな活動を長く続けるということが大切と思っております。外部の方に向けたゲートキーパーの研修が開催できるというのを目標に今やっておりますので、その辺は意識して事業を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 よろしく願いいたします。

これで終わります。

実友委員長 関連、山下委員。

山下委員 それでは、自殺について関連のを質問させてもらった後、ほかにもたくさんあるんですけど、質問させてもらってもよろしいですか、委員長。

実友委員長 はい。その都度、手を挙げてください。

山下委員 まず、自殺関連でなんですけれども、委員会提出資料のこの10ページに、精神的な疾患を患われて、そして精神障害者保健福祉手帳をとられた方の人数が書いてあります。これを見ますと、1級、2級、3級ともふえてるよう思うんですが、特に2級においては100人台に入ったというか、ふえてるようにも思うんですが、そのこのところの御説明をお願いいたします。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 精神保健福祉手帳の所持をされてる方がふえてるのは、手帳そのものが最近、数年前にできて、このごろ精神保健福祉手帳を持つことによって使えるサービスがふえてきたこととか、手帳を持つことに今までよりも抵抗を持たれる方が減ってきたのかなと思います。それには、やっぱり手帳を持つことで受けられるサービスがふえてきたということが関係あって、治療を受けておられる方と、それからこの手帳を持たれてる方とはイコールではないようには思います。

それと自殺対策の関係ということなんですか。

実友委員長 山下委員。

山下委員 やはり自殺をされる方というのは、何らかの精神的な疾病を持っておられる方が多いというふうに聞いておりますので、質問させていただいたんです。

それと関連して、精神科の通院医療であります自立支援医療の利用者、これはふえてるんでしょうか。

実友委員長 わかりますか。

中野課長。

中野健康増進課長 済みません、自殺された方の必ずしも精神的な悩みを持たれている方ばかりでもなく、先ほど言われたように経済的な事情であったり、社会情勢がいろいろ関係をして自殺される方も多く、後でなぜ亡くなられたのかなと話が出たときに原因がわからないというのが非常に多いことがあります。それで、精神的に確かに鬱、先ほど説明した27ページのほうにアルコールの事業と、アルコールとか鬱とかいう名称が出てきておりますが、アルコール依存症と鬱病、精神科の疾患と自殺というのはトライアングル、3つがすごく関係し合うといわれておりまして、一緒に事業を開催しているような形になっています。確かに精神的な疾患もありますし、その治療も自殺対処には非常に重要なことだと思います。自殺については、やっぱり鬱に気づいた人が、周りの人が気づいて早目に受診を勧めてあげることが大切という意味で、こころの相談窓口の一覧や啓発パンフレットを毎年配布しているところです。



済みません、以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 私もそういうふうに早期に気がついて、受診を勧めていくということが大事だと思うんです。

それで、その精神科の通院医療でありますこの自立支援医療の利用者がふえているということは、早期発見されて自殺につながる方が減っていくというようなこともありますし、それとまた社会的にさまざまな問題があって精神的に不安な人がふえてきているというような観点から見られますし、そういうふうなことも含めて質問させてもらったんで、次に行かせてもらいます。

実友委員長 別ですか。

山下委員 別の質問です。

山下委員 関連関係につきまして質問を受けたいというふうに思いますが、ございませんか。

それでは次、山下委員。

山下委員 それでは、ほかの質問をさせていただきます。

まず最初に、成果説明書から質問させていただきたいと思います。

成果説明書の59ページの臨時福祉給付金給付事業、これが平成26年度に行われたんですけれども、低所得者の経済的負担軽減を目的にということで、対象者1人につき1万円、あるいは老齢基礎年金受給者については加算5,000円で1万5,000円というふうに支給されたわけなんですけれども、この報告書、成果説明書を見まますと、実際の支給対象者が8,099人。そこであと申請を受け付けた方が6,503人、あと申請されていない方が1,596人、あと約8割の方が申請されて、あとこの1,596人の方が申請されていないような状況にあるのですが、それはこういったところからこのような結果になったんでしょうか。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほど御質問をいただきました申請者、対象者につきましては、市民税非課税世帯にこちらのほうから臨時福祉給付金の受給資格がありますということで、可能性がありますがということで御案内させていただいた人数になっております。それに基づいて6,503人の方が申請されたわけなんですけれども、こちらにつきましては、まだ税のほうの扶養の関係とかが十分確定してない時期の御案内になりましたので、中にはまだ未申告の方でありますとか、また市外の方に扶養されている方、さまざまなケースがございまして、こちらのほうに申請された件数が、幾分

そのあたりも含めて低くなってきたのかなと考えております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 この申請なんですけれども、うちの母からもちょっと書類が届いたけども、何のことかわからんから教えてもらいたいといって連絡があって見てみたところ、やはり高齢者世帯とかおひとり暮らしの高齢者には、やや内容が難しいんじゃないかなというふうに思えて、説明したらわかったんです。それで、確かに福祉部のほうでもそういったことも考慮していただいて、4階で説明をしっかりとってもらうような体制も組んでおられました。けども、やっぱり交通弱者といいますか、そこまで行く足がない、あるいは体調が不安定でなかなか出かけようにも出かけられない、この内容がわからないというような関係で断念された方が、1,596人の中にはいらっしゃるのではないかなと思うんですけれども、その辺、今後考えていく必要性もあるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 平成26年度におきましては、まず広報関係でチラシを配布させていただいたり、宍粟の広報紙に掲載させていただいたり、またしーたん放送等々で御案内をさせていただいたところではありますが、確かにそういったお話を聞かせていただくことも、今、委員御指摘いただきましたような内容のお話をお伺いしたこともございます。平成27年度におきましても、同様の臨時福祉給付金の支給事務が始まっておりますので、こういったあたり、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 そこを漏れないように考えていただきたいと思いますから、お願いいたします。

続いてなんですが、成果説明書の70ページです。5歳児発達相談事業、これは今年度から始まっております。特に発達障がいを持つ子どもさんの早期発見、そしてその後の早期支援に結びつくと思って、私も非常に喜んでいる制度であります。

そこで、この前半グループの結果じゃないとわからないのかなと思うんですけれども、どのような結果になっているのか御説明をお願いいたします。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 5歳児の結果につきましては、健康福祉部の資料の23ページのところに、平成26年度中に5歳児になる事業対象となりましたのが314名、問診票回収したのが、保護者のものが311件、園・保育所から回収したものが300件ありま

した。これは2回に分けて実施しまして、そのうち1回目の結果で精密検査になりました方はお1人あります。最終的にどのような対応にするかというのは、まだ子どもの発達を見ながら先生の相談に入っていたらいい状況ですので、こうでしたという御報告までは。済みません、1回目の前半のグループが2人が精密検査になっておりまして、経過を先生方に見ていただいているところです。2回目のグループが精密検査で8人になっておりまして、この子たちはまだ発達検査を受ける予約等をして、児によっては先生の診察に入った子もいますけれども、状況に合わせて、一度に精密検査とかをできる子が限り、人数が2人とか3人ですので、ちょっと実施してる最中です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 この発達障がいに対する5歳児健診の問題点というのが、どのようなものがあったのかなというのも一つお聞きしたいなと思うんですけども、私が1つ心配しておりますのが、この発達障がいというのが知的には何ら問題がない、あるいは普通の子どもよりも知的に高いというような子どもさんもいらっしゃるんです。やっぱりそういった子どもさんの場合、やはりどうしても御家族は認めにくい、しかしながらやはり支援をしていけば本当によい方向に伸びていきますが、支援をしなかった場合、後で大変なことになるということもあるわけなんですか。そういった、やはり認めにくいことに対する問題というようなことはなかったでしょうか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 委員のおっしゃるとおり、なかなか、アンケートをしまして多動傾向があるとかお友達と遊べないとか、いろんなところのチェック項目があるんですけども、たくさん項目がチェックがついていても、子どもの特性と捉えられて、発達のチェックというか、そういうのは希望しませんとおっしゃる方も何人かはいらっしゃいました。それも宍粟市の特徴として、1回の検査でして、そのときには経過を御家族が納得されなくても、次の今度は就学前の検査がまた1年後ぐらいにあるので、そのときに5歳児のときからの発達の状況を見て、また判断を御家族がされる場合もありますので、1回の健診だけで判断をされないということもあるのは想定をしておりますので、その場合はやっぱり慎重に、無理やりに再検査とか精密検査を受けるように無理押しをするようなことのないように、最初からちょっと打ち合わせをしておりますので、中にはやっぱり精密検査になったことですごくショックを受けられた方もありますけれども、それでも受けると受けられた方もあるし、いえいえ、もう別に親としては気にならないのでとおっしゃった方もありま

す。それについては、もう5歳児の健診そのものが、そういう検査、リスクを持った健診やということを経営の組み立ての中に入れておくことが必要やと思っております。それは今後も続きで、そのような事業のやり方を続けていきたいと思っております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 そういった大変なところもあると思うんですけども、大変だと思っけれども頑張っていたきたいと思えます。引き続きお願いします。

続いてなんですが。

実友委員長 どうぞ。

山下委員 今度は委員会に提出いただいた資料の7ページの生活保護のことに關してお尋ねしたいんです。

先日、水道の問題で給水を停止されている世帯が宍粟市内に38世帯あるということで、福祉部とも連携をとりながら、この家は停止してもいいかどうかを確かめながら停止しているというふうに言われたんですけども、私としてはやっぱり水がないというのは生きていけないことなので、生活保護を受給するという方向で考えられなかったのかというふうに感じたんですが、そののところ、ちょっとわかりにくいので説明をお願いいたします。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 給水停止のことにつきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように担当課のほうから随時こちらの生活保護担当のほうに、こういう方を給水停止とさせていただきますというような内容の確認の照会が入ってまいります。それに合わせまして、こちらのほうがどういう、生活保護を受給されてるような方であるのかどうかというような形を含めて、その内容については確認をさせていただいております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 給水停止というのは、やはり憲法25条に基づいてもするべきではないと思うんですが、健康福祉部としては憲法違反やというような考え方はないんでしょうか。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 給水の担当部から福祉関係に照会が来たということは、今課長が申し上げたとおりです。いわゆるこうこう、こういう家庭を給水停止にする予定であるんですけども、この方については低所得、いわゆる生活保護世帯等、給水を

停止することが妥当かどうか、いわゆる妥当かどうかという表現もあれなんですけども、その確認が来ます。いわゆる給水停止をされる場合は、その理由があると思います。その理由について、私ども生活保護担当部がコメントすることはないんですけども、いわゆる収入があっても水道料金を滞納されているのか、本当に収入がなく低所得で生活に困っておられるのかというところがあるかと思imasuので、今、言えることは、水道事業の担当部から福祉部に照会があるのは、この方は生活保護世帯ですかという確認です。いわゆる、そういう低所得の世帯については、それは配慮しようというのが基本的な考え方ですので、その点では低所得の方々は保護というか、守っていこうということで、今、市としては進めています。

以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 その水道を停止されてる方が38世帯もあるということで、その人たちがどういう生活をされてるのか、これは前回も水道関係の委員会で聞いたんですけども、どういう生活をされているのか、水道がない状態でどのようにして水を確保されているのかというか、その生活状態というのはどうなっているんでしょうか。

実友委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 先ほど申しました対象者の方の生活状況につきまして、生活保護担当課のほうでその状況は現在把握はできておりません。

実友委員長 山下委員。

山下委員 私はいかなる理由があろうとも、給水を停止することは許されないと思います。

次に行きます。

次なんですけども、決算委員会の資料の28ページ、夜間応急診療所に関して質問させていただきたいんですけども、これは平日の午後8時から午後10時まで北庁舎で行われているということで、子どもさんをお持ちの保護者の方には非常に喜ばれております。

ところが、これが午後10時までなので、急な発熱等、午後10時以降に起こることがどうも多いようで、11時まで延長してもらえないかという要望を聞いてるんですが、いかがでしょうか。

実友委員長 中野課長。

中野健康増進課長 こちらにも記載しておりますように、夜間応急診療所につきましては宍粟市医師会から医師を派遣していただいております。開設当初に開設時間

というのもそちらのほうで議論をされておりまして、医師会の先生方が6時まで通常の診療所の勤務を終えた後、8時に来ていただいて10時まで診察をして、次の日はまた自分の診療所で8時半から診療されるというような状況で、今、運営をしております。お1人の先生当たり、2回の先生が数人と、月に1回の先生が何人かおられます。そのような形で回しておりますので、11時まで延ばすという話になれば宍粟市医師会との協議が要るんですけども、当初の話では10時までという話になっておりますので、今後協議はできるかなと思うんですけど、延長するのは先生方への負担が大きくなりますので、今の形での夜間応急診療所の運営の中ではちょっと難しいかなと正直考えます。

以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 先生方の負担が大きくなるということもよくわかりますが、そういうふうにしてもらいたいという声があるということも、またお伝えいただけたらなと思います。

実友委員長 山下委員。

山下委員 次、最後なんですけども、あんまり時間もなくなってきたて。

平成26年度の介護保険事業特別会計について質問したいんです。

この決算委員会を出してくださっている資料の36ページ、37ページなんですけども、この中で介護保険料の収納額のところ、36ページの2番のところを見ますと、特別徴収の方は、これは年金から天引きなので滞納の方はいらっしゃらない。しかしながら普通徴収の方は、これは通知書が行って払わなければならないということで、滞納額が620万795円ということになってるんです。

それでこの表を見てみますと、この保険料段階、第2段階、第4段階の人、それから第5段階の方が非常にお金が払えてない方が多いように思うんですけども、この状況は一体どのように考えたらいいんでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 まだ詳細には分析はしておりませんが、段階別の人数の分布によるものと思っております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 この平成26年度といたたら、介護保険料が上がる前なんです。その時点においてもお金が払えてない人が1万353件、滞納額でいきますと620万795円というようなかなり大変な状況になってるんです。それで今度、今年度は大幅な引き上

げが実行されましたが、このような現状がある中、引き上げが実行されたわけですが、平成26年度のこの実際について、どのように捉えておられて引き上げにつながっていったんでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 介護保険料の引き上げ5,900円につきましては、第6期の介護保険事業計画、平成27年度、平成28年度、平成29年度の介護給付費の見込みの中で決めさせていただいた金額でございます。それとはまた滞納とは別に決定されたものでございますので、その辺は御了解いただきたいなと思っております。

ただ、先ほど来言われておるとおり滞納額もふえてきている状況の中で、平成26年度については財産調査でありますとか、既に死亡された方等について不納欠損処理をしていくとか、そういった努力もさせていただく中で、できるだけ滞納額が少なくなるような努力はしていきたいというふうに考えております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 平成26年度にこれだけ滞納がある中、引き上げがされたということ、私もやはり大きな、払えない人がある中、払えない人というのはやはりサービスを使うのを遠慮して使えていないという実態があると思います。その中で引き上げがされたということは、すごく大きな問題であると思います。ずっと言っていたんですけども、兵庫県下でも介護保険料は非常に高い位置にあります。一般会計から繰り入れをして減らしている自治体もあります。その辺で宍粟市民の、特に介護保険料を払っておられる65歳以上の方たちのことを余り考えられていないんじゃないかと思ってしまうのですが、どうでしょうか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 言われるとおり、全国的に見ますと数カ所の自治体においては一般会計から繰り入れされてるところもございますけれども、宍粟市の考え方としましては、基本的に介護保険制度の枠組み、それを崩すわけにはいかないということで、国、県、市と定められた割合の中で負担をしていくということを基本と考えております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 高齢者の実態を、今回の決算でもわかりますようにしっかりと見きわめて、一般会計から繰り入れをして実際に下げているという自治体もあるのでしたら、宍粟市のこのような状況の中でだったら上げることはできなかったというふうに私は判断いたします。そういうふうに思うのですが、これに対して御意見がごありで

したらお願いいたします。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、一般会計繰り入れを法定率以外の分でされてるところについては、厚労省からも指導があり、やはり適切ではないというふうな指導を受けていらっしゃるというふうに思っております。宍粟市としましても、その枠組みは崩すべきではないと思っております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 適切ではないというふうに指導があったとしても、市民のことを考えて一般会計から繰り入れをして大幅な引き上げを抑えているという自治体があるということを知ってほしい、もう少し65歳以上の人たちの生活実態とか、この滞納状態とかを見て、しっかりと考えられる方向でいかないとおかしいのではないかなというふうに、強く私は感じてます。

終わります。

実友委員長 ほかがございますか。

林委員。

林委員 千種診療所のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、旧千種町では介護保険制度が導入されるに当たりまして、保健福祉と医療が連携して地域包括システムというものを確立して、いろいろと事業を連携して行ってきておったわけなんですけれども、宍粟市に合併してから、そのシステム自体が余り機能しないような状態になりつつあります。

その中で平成26年度、診療所の医師が2名から1名に減額になってます。皆さん御承知のとおり、千種町には医療機関、開業医がなくて、千種診療所があるだけなんです。そこで、ずっと以前から医師は2名体制でそういう保健福祉医療の関係で、診療所が中心になって事業を展開してきておったわけなんです。それがこの成果説明の中でも、そういう地域包括ケアシステムの中で、千種診療所は独自で通所リハビリとか訪問看護事業とかやっています。ほかにもいろいろやっていますけれども、その中で資料を見たら、利用者も減っていますし、そういう利用回数も減っています。これは医師が2名から1名になったということが大きく原因しておるだろうと思いますし、診療所の診療自体も影響が出てきておると思うんです。それと、千種町の住民自体が、いろいろとそのため不便を感じておられるということがあると思うんで、医師が1名になったということでもいろいろと問題が生じておると思うんですけども、その点に何かあればお答えいただきたいんですけども。



実友委員長 長田事務長。

長田千種診療所事務長 今現在、八巻所長ということで平成26年4月から1人体制で診療をしていただいております。就任当初は、平成26年の12月まで山崎のほうに住所を置かれておったようなこともあります。それが12月の末になんですけれども千種の中で、診療所の隣なんですけども医師住宅がありますので、そちらのほうで住所を構えていただきました。そういうことも地域の方々にとっては、それがやはり今から浸透していくのかなというふうなことを、高齢者の方ともお話しするよう機会があります。やはり地域に住んでいただくということで、地元の人の信頼というんでしょうか、そういうこともまた芽生えてくるのではないかなという思いを持っております。

実友委員長 林委員。

林委員 いえ、私が聞きよるんは、2名から1名になった弊害というんですか、そういうこともあったと思うんです。今の現状を聞いておるわけじゃないんです。2名から1名に減らされるということについては、もう特に老人クラブのほうからも市長や副市長にいろいろと要望とかあったと思うんですけども、強引に1名にされました。それで問題がないわけではないと思うんですけど。

実友委員長 長田事務長。

長田千種診療所事務長 業務的には大変申しわけないんですけれども、学校医も引き続きされてます。予防接種もしていただいております。当然、2名体制から1名になったんだから不都合というのがあるだろうとおっしゃる中でのことで、以前とは増して服薬の指導を強く言われてるところはあります。やはり薬を置いたところがわからなくなったんだとか、そういうことに関してはやはりもう一度うちのほうで確認していただきたいとか、2人体制のときの所長の診療の仕方とは少し違ったようには思っております。

ただ、例えばのことなんですけど、禁煙することがいいんですよということが、喫煙されている方にとっては非常にきつい言い方をされるというのか、気に入らないとか、そういうふうな捉え方をされる場合もあるのかなとは思ったりもするんですけれども、診療はしっかりされてはおるんですけれども。

実友委員長 林委員。

林委員 千種の診療所は、一番最初に言ったように、そういう保健福祉医療のいろんな事業を連携して進めるための中心となってやっておったんです。ただ単に診療するだけの施設じゃないんです。事務長のほうはそういう捉え方をされとんで、何

ぼ言うたって無理だと思うんですけども。わかりました。

以上で終わります。

実友委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 林委員のおっしゃってる御意見も十分承知しております。いわゆる千種においては、保健と医療を一体的にやっていこうということで施設も建設されておりますし、これまでの取り組みもしていただいております。当然、今後特に高齢者がふえてきます。ひとり暮らし、あるいはお二人暮らしの高齢者の方もふえてくるということも踏まえて、当然、市全体としても包括ケアシステムということで全体的に地域の中、地域で支えながらということも構築していかなければなりませんので、特に一番1つ大きなかなめでもあります医療と介護、この連携というのは当然必要不可欠でございますので、この取り組みについては重点的に取り組む必要があるだろうというふうに思っています。

当然、今おっしゃいました診療所の医師の2名から1名ということでございますけども、いろいろと検討の中でこういうふうになりましたので、私のほうからその是非についてコメントは差し控えさせていただきたいと思っておりますけども、当然ながら千種地域においては医療機関は1カ所でございます。その医療機関を中心に今から介護も含めて、各事業所も含めて、全体的な支援体制をとっていく必要がございますので、当然、診療だけ捉えますと2名から1名になりましたので、当然結果として受診者は減っておるのが現状でございます。そういうことも含めまして、いかに住みやすいといえますか、そういう安心していただける地域づくりというのがこれから宍粟市に問われている部分でございますので、その点についてはそれぞれ各関係機関とも連携しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

実友委員長 よろしいですか、林委員。

岸本委員。

岸本委員 もう時間がありませんので簡単に。

養護老人ホームのことで63ページに載っておりますが、今、市民28名が養護老人ホームに入っておるというふうには書いてありますが、そのうち市内の施設には1カ所で16人、そして市外の6カ所に12人というふうに明細が出とるわけですけども、これはその費用のほうで28人に対して1人当たり平均しますと230万円ぐらいのお金が出て、6,500万円ほどのお金が出とんですけども、そのうちの半分近くが市外

へお金が行ってるわけで、逆に言えば市外の人をその分預かっておるといふ部分があって、お金も入ってきとんかと思うんですが、この市内の人で市民でまだ待機者というんですか、入りたいけども市内の施設がいっぱいで、その市外の人まで入ってるんで入れないというような状態はありませんか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 今、現状相談中の方は1名ございますけども、待機者はございません。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 待機者はないんですね。ということは、逆に市外の方も何人か、今ありますか。今の施設に。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 市外の方も何人かはだんだんのほうに。人数はここではちょっと把握、ここに手元にございませんので、申しわけないです。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 ということは、その待機者1名ですが、今のところ市外の方が何人か入っておられるんでちょっと待っていただいといるというような状態なんですか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 今、待機者はゼロです。入所についての相談を受けている方が1名いらっしゃるんで、また入所判定委員会で入所と決まれば、例えばだんだんのほうにお願いするとか、そういったところの形になってこようかと思ひます。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 この入所に本人さんの判定だとかいろんな調査、そして委員会、全部市がかかわっておりますので、ぜひとも市民の方には市内の施設に入っていただけるように、また取り計らっていただきたいと思ひます。

次の点ですが、緊急通報システムで、要望のあった家庭にそういうシステムを導入して、成果が9件あったというふうに記載しておりますが、最近私のメールにも、こういう何歳ぐらいの人が出て行方不明でわかりませんかというような問い合わせが時々入るんですが、そういう人のための徘徊するような人のために何か持たす物があるんでしょう、何か。GPS装置か何かつけた。そういったものの市としての貸し出しはあるんですか。

実友委員長 福山課長。

福山高年・障害福祉課長 この4月から始まったわけですけども、GPSの端末を

貸し付けておりますけれども、それが5件ございます。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 それは希望すれば、例えば費用的にはどのぐらいなんですか。

実友委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長 これにつきましては、費用的には市が加入料であるとか、そういったものは負担させていただくと。ただ、毎月の利用料については個人さんで負担いただくということになっております。ちょっと月額料金、1,000円か1,500円程度だったと思います。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 5件と聞きましたが、もう少し皆さんに知っていただいて、ぜひそういう活用をしていただいて、そういう事故までいかないうちにちゃんととめるという対策をお願いしたいと思います。

最後なんですけど、補助金とか委託料とかたくさんあると思います、補助金だけでもこの健康福祉部で40件以上、事業があるんじゃないかと思いますが、どの部局にも言えるんですが、対象者が適切なんか、そして金額がそれでよかったのか、効果があったのか、きちっと検証した上で、次の予算のときにはきちっと検証した結果に基づいた扶助をしていただきたいなということを申し添えて、終わりにしたいと思います。

実友委員長 答弁はよろしいですか。

岸本委員 結構です。

実友委員長 それでは、これで健康福祉部について終わってもよろしいですか、皆さん。

(「はい」の声あり)

実友委員長 それでは、健康福祉部につきましては、これで終了したいというふうに思います。健康福祉部の皆さん、お疲れさまでございました。

ちょっと皆さんお疲れのようなんです、1時30分まで、30分間休憩を延長させていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

それでは、1時30分から昼から始めたいというふうに思います。

午後 0時01分休憩

---

午後 1時30分再開

実友委員長 それでは、決算委員会を再開させていただきたいというふうに思いま

す。

昼から30分おくらせましたので、質問、それから答弁もできるだけ簡単、明瞭にお願いしたいというふうに思います。

総合病院の皆さん、お疲れさまでございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、花本部長、説明お願いいたします。

花本総合病院事務部長 総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

決算状況を私のほうから、概要でございますけれども説明させていただきたいと思いますが、その前に、まことに申しわけございません、資料の訂正を2点お願いいたします。

まず、本日独自に配付をしております資料の表紙が、決算特別委員会資料となっております。決算員会資料でございます。

次に、正誤表を配付させていただいておりますが、1ページ、独自資料の1ページの病床利用率につきまして、訂正をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。今後は、十分に点検をして提出させていただきたいというふうに思っております。

それでは、平成26年度の決算状況の概要を御説明させていただきたいと思っております。

まず、自治体病院につきましては、地域に安全な医療を提供し、住民の健康維持、増進を図ることが役割となっております。そのための総合的な医療機能を発揮する必要がございますが、医療機関の軸である医師確保が容易ではない状況が続くなど、病院経営を取り巻く環境は厳しい状況ではございますが、限られたスタッフによる地域医療の提供に取り組みをいたしました。

主なものを4点、御報告いたします。

最初に、重要課題である医師確保の状況を御説明いたします。内科医2名及び産婦人科医1名を招聘しましたが、内科医2名が退職となっております。この内科医の退職に当たりましては、平成27年度より神戸大学から非常勤ではありますが、2名の派遣をいただいております。

整形外科につきましては、大阪医科大学から非常勤医2名の派遣を受けまして、週3日の外来と手術を行える体制をとることができました。また、この2月から同大学よりリハビリの専門医1名の派遣を受けまして、リハビリの充実を図ったところでございます。

次に、病院機能の充実といたしまして、医局の拡充、安全医療の提供にかかわる基地整備といたしまして、放射線画像保存通信システム及びレーザー内視鏡システ

ム等の更新を行っております。医局の拡充によりまして、これまで以上に医師が行う病状の分析、また医師間での相互連携の充実が図れ、このことは加えて医師確保にもつながるものと思っております。

次に、在宅復帰に向けた充実を図るために、5階病棟を地域包括ケア病棟に移行いたしました。昨年の10月からでございます。急性期治療を経過された患者さんの在宅復帰支援に取り組んでおります。

最後に、入院延べ患者数、外来延べ患者数、そして病床利用率、それぞれ伸び、病院事業収益での増収となっておりますが、病院事業費用について消費税の増税の影響もございまして、支出増となるなど、当年度純損失は約4億8,000万円という数字となっております。今後も医師確保を含む診療体制の充実に取り組むとともに、地域の医療機関との連携を図りながら、公立病院としての指名としての安全な医療を提供していくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、概要でございます。それでは審査、よろしく願いいたします。

実友委員長 それでは、審査に入る前に、少し説明職員の方をお願いをしておきます。

説明職員の説明及び答弁につきましては、自席で着席したままでお願いいたします。そしてどの説明職員が説明されるか、答弁されるかが私の席からではわかりませんので、説明職員の方につきましては挙手をしていただいて、「委員長」と発言をしていただいて委員長の許可を得て発言をお願いいたします。また、事務局においてマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。

以上でございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑につきましては、あらかじめ通告がございますので、通告の委員の方から順次質疑を行いたいというふうに思います。

まず、大畑利明委員。

大畑副委員長 それでは、事前通告をさせていただいておりましたのでよろしくお願い申し上げます。

まず、ふだんの常任委員会の席でもいろいろ申し上げていると思いますが、私の認識としましては、この宍粟市の総合病院の位置づけは、西播磨の2次医療圏の、特に北部地域の拠点の病院として位置づけがあるし、役割があるというふうに考えております。そういう意味では、宍粟市だけの財政で運営するというよりも、多くの支援が必要なんじゃないかなというふうに考えておりますが、それはさておき、普通交付税とか特別交付税、そういうものがこの病院があることによって幾らか算

定がされてるといふふうに思うんですが、実際それだけの繰り入れがあるかどうかは別にしまして、総合病院があることでの普通交付税と特別交付税の算定額、これについて教えていただきたいというのがまず1点目でございます。

1つずつ行かせてもらいましょうか。

実友委員長 そうしてください。

それでは、答弁をいただきます。

宮崎次長。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 失礼いたします。大畑副委員長からの御質問の普通交付税と特別交付税の算定額、算定式と金額ということで質疑が出ておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、冒頭お断りしておきます。申しわけないんですけども、交付税の所管が御存じのとおり財政課のほうが所管しております。直接的には病院のほうに交付税を受け入れをしているわけではございませんので、算定内容であったり額につきましては、今回財政のほうに確認をして、それをもって答弁をさせていただくことをお断りしておきます。

普通交付税と特別交付税、まず普通交付税ですけども、算入される項目なんですけども、3点ございます。まず、起債、元利償還金でございます。それから2点目が病床数に対して交付されるもの。それから救急告示病院ということで、その指定になっておりますので、これに対して交付されるということで、この3点について算入をされているということでございます。

まず、起債の元利償還金でございますけども、算定額といたしまして1億2,375万1,000円となっております。元利償還金につきましては、平成13年以前分と、平成14年以降分で算定率が違うんですけども、平成13年以前分が3分の2、平成14年以降分につきましては2分の1相当について算入されるということになっております。ということで元利償還金、算定式のほうなんですけども非常に細かくややこしいような算定式になっており、概略なんですけども元利償還金にいわゆる元利償還金負担分算出率という率がございます。率を掛け、またそれに補正係数を掛け、それにまた単位費用を掛けていくような形で、非常に複雑な算定式になっております。そんな形で平成13年、平成14年ということで算定された結果が1億2,375万1,000円ということになっております。

それから続きまして、病床数に応じて算入されるものでございます。御存じのよ

うに、宍粟総合病院は205床ございます。その205床の病床数に対しまして、これも補正係数、単位費用等を掛けまして、算定額といたしまして1億4,497万5,000円となっております。

それから続きまして、3点目が救急告示病院ということで、救急告示病院の指定告示がされております。これは病床数に応じ算入なんですけども、この病床数につきましては宍粟市は1病院6床ということで指定になっております。この6床が対象ということで、算入されております。これもそれぞれ病床数、6床に対して補正係数でありますとか単位費用等、掛けた結果になってくるんですけども、4,307万円ということで、3項目について算入されております。合計といたしまして3億1,179万6,000円が普通交付税の算定額となっております。

続きまして、特別交付税なんですけども、算入される項目なんですけども、6点ございます。まず、基礎年金拠出金に対して約2,570万円、それから救急告示病院に対しまして560万円余り、それから共済の追加費用1,320万円、それから院内保育所の運営費といたしまして約300万円、それから公立病院の改革プランということで、改革プランを策定する費用として50万円、それから医師の派遣経費といたしまして約250万円ということで、トータルで5,000万円余りということで、約というような言い方をさせていただいたんですけども、いよいよ算入額といいますが、算定額は不明なところがございます。交付税が入ってきて、それで一本で受けて、それをずっとそれぞれ報告した数値等によって計算をしてみると、大体これぐらいの数字になるのかなということで、約5,000万円余りが特別交付税で算入されているのではないのかなということでございます。算定式につきましては、それぞれ総務省令で定める計算方法ということでございまして、ちょっと具体的ことにつきましてはここではあれなんですけども、一応概略で約5,000万円が算入されているということになっております。

以上でございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ありがとうございます。また算定式につきましては、常任委員会のときでも御提示いただいたらというふうに思います。

何が言いたいかと申しますと、交付税についてはもちろん財政のほうが、市当局のほうが権限を持っていると思うんですが、それをどのように使うかというのはそれぞれ任されてるわけですけども、実際にこういうふうに算定をする額と、実際総合病院に市が支援をする額と、その辺の現状がどのようになっているのかなということ



をちょっとお聞きしたかったというところがありまして、今、伺いますと、財政の算定式によりますと、普通交付税、特別交付税を合わせて3億6,000万円ぐらいの交付税が算入額として上がっているという御説明でしたけども、実際には病院への経営支援というか、その辺は交付税を上回るものが支援されているのでしょうか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 本日、独自の資料というような形で資料を提供させていただいております。3ページ、一般会計繰入金の推移ということで、この平成26年度のところを見ていただきまして、平成26年度一般会計からの繰入金が5億7,374万8,000円ということで、いわゆる簡単に言いますと交付税よりは多い額を繰り入れをいただいているというような形になっていると思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。この額でそれを推しはかるとのことなんですね。私は、また交付税とは別に、繰入基準ですから、それとは別に公営企業法で繰り入れの基準が定まってて、別途こういう費用が出るのかなというふうに解釈してたものですから、そこは違うわけですね。

この繰入基準というのは、何に定まっているのでしょうか。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 繰り入れの基準につきましては、総務省令によって繰出基準というような形で、それぞれ項目ごとに基準がございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

それで、少しずつ次の質問をさせていただくんですが、その審査資料の3ページの中で特にわからないということがあってお尋ねするんですが、救急に要する経費でありますとか、以下小児医療、リハビリ医療、それから医師確保対策、院内保育所ということで、繰入基準の欄を見ますと不足する額というふうに書いてございますが、この不足する額という捉え方はどのように考えたらよろしいのでしょうか。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 事前に質疑をいただいておりますそれぞれにつきまして、順に御説明申し上げてよろしいでしょうか。それでは、事前に質疑をいただいておりますそれぞれにつきまして、項目ごとに御説明のほうを申し上げます。

まず、救急に要する経費の内容でございます。

救急に要する経費の内容ということで、繰り入れの内容につきましては土日でありますとか祝日及び年末年始、夜間等、いわゆる待機等、救急のためにドクター、ナース等が待機をしております。そういう、いわゆる救急業務に係る人件費を繰り入れをしていただいております。繰入額につきましては表を見ていただくとおりなんですけども、平成26年度で7,680万円ということになっております。

それから続きまして、小児医療及びリハビリ医療に要する経費の内容でございます。

まず、小児医療に要する経費ということで、内容的には小児科収入と医師及び看護師の人件費及び応分の経費という形で、面積按分をいたしました光熱水費等でありますとか、その辺を按分した経費を差し引きして不足する額という形で繰り入れをいただいております。平成26年度で1,089万1,000円となっております。

それからリハビリテーション医療に要する経費ということで、内容につきましてはリハビリに係る収入と、リハビリテーション科の技師の人件費及び医師人件費の一部と応分の経費ということで、これは応分の経費につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございます。光熱水費等の案分でございます。これを差し引きして不足する額というような形で繰り入れをいただいております。平成26年度が1,572万1,000円でございます。

続きまして、医師確保対策に要する経費ということで、内容的には派遣医師のタクシー代でありますとか、医師募集等、医師を募集するための広告費、それから医師の派遣を受けることに要する経費ということで、広告費などのいわゆる医師の派遣を受けることに要する経費と、それから医師の官舎借り上げ料でありますとか、レセプト等入力補助、医師の補助作業を行う事務補助員の賃金等、医師の環境改善に要する経費ということで、派遣を受けることに要する経費と環境改善に要する経費ということで繰り入れをいただいております。これが平成26年度で5,567万2,000円となっております。

それから、最後に院内保育所の運営に要する経費ということで、御存じのように院内託児所ということでバンビKIDSのほうを運営しております。その運営経費ということで、委託料、それから光熱水費等、それから備品の整備等、そういった経費から個人負担金、保育料をいただいております。これを差し引いたものを不足する金額として繰り入れをいただいております。平成26年度で2,421万8,000円、こういった形になっております。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 説明ありがとうございました。

そこで、この不足する額というのが私も理解できてないんですが、これは要は企業収益、病院の事業収益、医業収益とか医業外収益、こういうものをもってしても足りないというのを不足額というふうに解釈するのでしょうか。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 そもそも考え方になってくるのかもしれないんですけど、公営企業の繰出金ということで、大きく2点内容があるのかなということで、まず1点目がその性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない経費という設定があります。いわゆる救急医療等になってくるのかなという形、それから2点目が困難ということで、公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てるのが非常に困難であると、いわゆる医業収入だけでは運営が苦しいという、客観的に困難であると認められる経費、いわゆる高度医療の分であったり、小児医療であったり、周産期から先ほど申し上げた院内保育等、それらにつままして収入でもって賄うのが困難で認められる経費というような形、大きく分けてこの2点ということになってくるのではないかというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ありがとうございました。

それで大体骨格がわかってきましたが、申しわけございませんが、その上でこの医師確保対策、これにつつましてはなかなか医師不足ということで苦慮されてるとのことだと思っておりますが、平成25年が350万円で、平成26年になります5,500万円ということで、相当額がふえていると思っております。これだけ繰り入れを受けても、まだ十分に医師が確保されないというあたりについては、どのようにお考えなのかちょっと教えてください。この額どおりでそのような解釈をしていいののかも含めてちょっと、間違ったら申しわけないので。この解釈について、この金額を繰り入れてることと、医師確保が進んでいないというふうに思ってるわけですけども、そのこととの関係を教えていただきたいと思います。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 先ほども御説明申し上げたんですけども、医師確保に対し要する経費の内容といたしましては、いわゆる医師の派遣を受けるこ

とに要する経費の部分と、いわゆる医師の環境改善というような形での繰り入れの内容となっております。いわゆる医師の派遣を受けることに要する経費ということで、それぞれ医師募集の部分等もあるんですけども、今、不足する部分を非常勤の医師に来ていただいております。その分の費用が非常にかさんできております。その部分を何とか繰り入れをいただきたいということで、財政当局と調整をする中で今回この部分は大きく増額をしていただいたということで、いわゆる特に夜間とか救急に対応していくために、やっぱり待機というような形、その部分で当院のドクターも非常に年齢が上がってきておまして、その辺の負担軽減というようなことも含める中で、非常勤の医師を大学等から派遣をいただいております。その部分の費用、それからもう一つは、いわゆる事務補助員等をつける中で、医師の負担を軽減していく。それから官舎等を提供する中で、そういった環境も改善していくということで、いわゆる専ら現在の医師の負担軽減であったり、環境改善の部分、そうする中で医師を何とか確保するようにつなげていく、非常勤の医師の派遣を受けながら非常勤から常勤でありますとか、そういうふうに何とかつなげていきたいということで、その部分の費用ということで非常に非常勤のドクターの部分で費用はかさんでおって、なかなか即それが効果といいますか、医師確保につながっているかといわれると非常に難しい部分もあるんですけども、こんな形でつないでいながら何とか医師確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 続けて済みません。

そういう観点でいきますと、医師の確保に対して、市当局が協力的に病院に対して繰り入れをしてるというふうに捉えたらよろしいんでございますか。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 今先ほど申し上げましたように、協力的に繰り入れをいただいているというふうに考えていただいて結構かと思えます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 それと関連して、救急のほうの繰り入れも7,600万円ほどあるわけですけど、冒頭に申し上げましたが、私の認識からすると西播磨の2次医療圏の中での役割を果たしていると、宍粟市だけではなく、隣の町なんかのことも含めて役割があると。そうなると、この7,600万円なり、5,500万円の金額を宍粟市だけで負担するのではなくて、他の自治体に求めてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の仕組みはどうなっているんでしょうか。

実友委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 いわゆる当院は救急告示病院というようなことで、県知事の指定をいただいているわけですが、この救急告示病院につきましても、いわゆる厚労省の救急病院等を定める省令に基づきまして県知事が認定するというので、診療の可能な範囲で急患を受け入れると。あくまでも可能な範囲といたしたらあれなんですけども、ということで、そういうような指定を受けている、認定を受けてる病院ということで、御存じのように宍粟市では唯一の基幹病院ということですから、非常に市域が広い宍粟市にあってなかなか、例えば波賀であるとか千種であるとかから姫路のほうへ出ていくとなると、1時間半、2時間というような非常に時間を要する中で、やっぱり宍粟市の唯一の基幹病院としては救急の役割を担っていくということで、ただ、全て全て当院では対応できるわけもございません。先ほども申し上げました診療が可能な範囲で救急に対応するというので、当然、当院からまた姫路のほうへ循環器であったり、日赤、製鉄記念等へも搬送をいただいております。そんな形でお互い救急の部分では連携しながら、また費用もそれぞれ持ち合いながら救急に対応しているという状況ではないかというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 私がお尋ねしてるのとはちょっと違うんですけど、この医師を確保するとかいうのは、単に宍粟市のエリアだけではなくて、西播磨の2次医療圏の中の病院としての役割があって、いわばほかの隣の町の間もかぶってるんだよと、そういう役割も果たしてるんだよということから、こういう繰り出し、市が病院のほうに繰り入れていくのには、宍粟市以外からも求めてもいいんじゃないですかという、そういう質問なんですけど、それは交付税の中に入ってるんだという解釈になるんですか。

実友委員長 花本部長。

花本総合病院事務部長 先ほど説明しましたことに加えまして、今、大畑委員がおっしゃるように交付税の対象になっていると。ですから、総合病院として地域の救急病院としての役割を果たしなさいよということで、交付税の対象になっておると。ですから、その部分について一般会計からも繰り入れをいただいております。いわば公共病院としての使命の部分かなというふうに理解しております。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 今回のページのちょっと関係するところなんですけども、内容的なものじゃなし

に数字的なものでちょっと確認だけしたいと思います。

5億7,374万8,000円が合計で、そこから基準に基づかないのが1,459万7,000円引いて、5億5,915万1,000円になるんですが、決算書の資本的収支とか損益状況の合計は4億8,235万1,000円なんですよね。その差額が、ちょうど今の7,680万円になるんですが、これは救急に要する経費というのは、この損益計算とか資本的収支のどこへは入ってこないんですか。合計がちょっと違うんですけど、ちょうどその7,680万円分。これは繰り出したんじゃないんですか、市が。

午後 2時02分休憩

---

午後 2時03分再開

実友委員長 会議を再開いたします。

高下総務課財政係長。

高下総務課財政係長 失礼します。

今、御質問にあった点なんですけれども、救急医療に関する分については、他会計負担金として医業収益の中に入っているんですが、この中でこれが貸借対照表とかに反映されてないというお話でよかったのでしょうか。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 病院の資本的収支の状況と損益状況の表があるんですが、資本的収入のほうでは他会計出資金、市の繰出金が2億4,159万7,000円、そして損益のほうでは市の繰出金が2億4,075万4,000円、足しますと4億8,235万1,000円で、この表に書いてあるより少ないんですよ。この7,680万円がこの中に入っていないんですけどね、市の繰出金のこの決算書には。後でまた見せますけど、また数字のことだけなんでちょっと説明は結構ですけど、何でこの繰出金としてわざわざここへきょう上げていただいとんのに、この7,680万円が決算書の中に入っていないのかなと。

実友委員長 暫時休憩します。

午後 2時 4分休憩

---

午後 2時 7分再開

実友委員長 それでは、会議を再開いたします。

高下総務課財政係長。

高下総務課財政係長 済みません、先ほど質問にあった事項についてお答えさせていただきます。

決算書のページになってくるんですけども、今、225ページになります。ここに収益的収入の内訳が載ってるんですけども、ここでいう2番、医業外収益の他会計補助金、ここに上がってる2億4,075万4,000円、この内訳が横に小さな字で申しわけないんですが書いてある繰出金の内容になってます。また、今指摘のありました救急に要する経費については、その上、1番医業収益の中のその他医業収益、この中に含まれるようになってます。この区分については、救急医療に関するものと、それ以外とに分けている理由については、恐らく過去から救急に要する経費を特出する意味も含めてここで分けてるんだと思うんですが、これを合算した金額が先ほど言われていた一般会計繰入金の合計額になるというふうに思っていたら結構だと思います。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 わかりましたけども、じゃあこの決算書の繰り出しのところを見れば、その分も含めて書いてあるわけですね。確認はしてないけども、市の繰出金としては7,600万円も交えてこの5億何ぼが書いてあるわけですね。わかりました。

もう一点だけ。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 同じ決算書なんですけども、損益計算で一番最後のところに特別損失として1億441万3,000円が上がっております。およそは見当はつくんですけども、ちょっとここで説明していただけますか。特別損失、1億円。

実友委員長 高下総務課財政係長。

高下総務課財政係長 決算書に記載しております特別損失になりますが、これは平成26年度に会計制度の変更がありました。それに伴いまして前年度においては職員の期末手当、12月から3月までの分、本来は賞与引当金として前年度に置いておかなければいけなかったんですが、平成26年度で会計制度の変更により賞与引当金を相当分についてが特別損失で計上するということになってるんです。それで、この特別損失については前年度12月から3月までの賞与引当金相当分がここに計上されているということになります。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 最後にします。

病床利用率が66.4%と。過去70%を超えたときもあったんですが、整形外科の先生がいないとか、手術の関係とか、いろんなことで下がってきておるんですが、国の補助基準なんかで、例えば70%を3年続けて切った場合にはどうとかいうような

ことが前にあったかと思うんですが、そういうことは今でもあるんですか。

実友委員長 花本部長。

花本総合病院事務部長 申しわけございません、手元資料では説明ができませんので、後で委員長の指示によりまして説明させていただきたいと思います。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 前に、そういう3年続けて70%を切った場合には、補助基準に照らし合わせて何か交付金なんかの変更があるようにちょっと聞いたことがありますので、ちょっと確かめていただきたいと思います。そしたら、そういうところでちょっと確認だけ後でお願いします。もしそういうことであれば大変だし、7対1看護の話とも絡まっとんかどうかわかんけど、ちょっと何かそういうことを聞いたことがありますので、お願いします。

以上です。

実友委員長 ほかございますか。

山下委員。

山下委員 それでは、質問させていただきます。先ほどもお話に出ておりました救急告示病院のことについてお尋ねします。

先ほどのお話の中では、この救急告示病院というのは診療の可能な範囲で救急を受け入れるというふうにおっしゃってたんですけども、実はこの夜間の救急でちょっと困ったという事例を聞いてるんです。といいますのが、子どもが風邪による急な発熱、これを起こして、それで夜間応急診療所をお願いしようと思ったところがちょうど10時をちょっと過ぎてて対応ができなかったの、消防署に電話をして総合病院でなら、今、対応可能やというふうに聞かれたので、電話をかけられた人の話なんですけれども、総合病院のほうに電話をされたんです、子どもの発熱ということで。それでその子どもに慢性の疾患があったわけなんです。その慢性疾患の状況を告げたら、それは対応できませんという話になって、それでほかの病院の紹介もしてもらえずに電話を切ってしまわれたというようなお話だったんですけども、こういう場合の対応というのは、今申し上げたような対応になるんでしょうか。

実友委員長 花本部長。

花本総合病院事務部長 土日、また夜間、当直医が勤務といいますが待機はしてあるんですけども、今、御意見がございました事例について対応できなかったということで、大変申しわけないなと思います。

ただ、全ての科の医師が当直をしていないというのも現状でございます。そうい



った中で、最大のことで対応はやってはおりますけども、今、お聞きしたことが今後ないように、なるべく医師のほうでまず初診といいますか、まず診断をすとか、そういった対応をさせていただけたらなと思いますけど、今、お聞きした内容では電話とかそういうようなやりとりだけでもし終わっておるとすれば、ちょっと申しわけないなというふうには思っております。

以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 この事例の場合、もう少し込み入った事情になってくるんですけども、急な発熱というところでは内科の先生がいらして対応できるという消防署の連絡であったそうなんです。でも、慢性の疾患というのがちょっと脳神経に関係する疾患であったわけで、それを告げると途端に断れたというような状況で、そして問題なのが、ほかの病院を全く紹介してもらえず電話を切ってしまうたというところにあると思うんですけども、どこかの病院をあと紹介するとかいったような対応が本当にできていないような状況にあるのかどうかということをお尋ねいたします。

実友委員長 花本部長。

花本総合病院事務部長 総合病院で診断できないといった場合には、紹介先というのがないという状況ではございません。今お聞きしましたように、神経外科か何かそんな発言をされたかなと思うんですけども、非常に専門性の高い診断になるのかなと思います。ですから、また経過時間というのも大事になってきますので、そういったことから、まず総合病院のほうでは非常に専門性が高いということで診断ができないという判断をされたのかなというふうに思いますけども、そのときに、委員がおっしゃるように次の病院に行ってくださいというところまでができたらよかったんですけども、今お聞きした内容でしたらそのところができなかったということなんですけども、先ほどもお話ししましたように、そのときにそういったことに精通した医師がいるとも限りませんので、その医師の判断では非常に紹介先の判断も重い判断になるような事例であったのかなという想像もしますけども、いずれにしても市民の方が困って問い合わせをされてくるわけですから、そういったことについては対応ができるようにしていきたいなというふうに思います。

実友委員長 山下委員。

山下委員 親にとっては消防署で対応してもらえるとということで、本当にすぎるような思いで総合病院に電話をかけられて、その後の対応を指し示してもらえなかったというのは本当に不安で、大変な時間を過ごされたと思うので、今、言われたよ

うにきっちり対応ができるような体制を整えていただきたいと思います。

実友委員長 よろしいですか。

山下委員 はい。

実友委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 ないようでございますので、総合病院につきましてはこれで審査終了したいというふうに思います。

総合病院の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2時18分休憩

---

午後 2時24分再開

実友委員長 それでは、会議を再開いたします。

会計課の皆さん、お疲れさまでございます。どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、会計課のほうについて御説明をいただきたいというふうに思います。

西川会計管理者。

西川会計管理者 それでは、御苦労さまです。

会計課の内容につきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

会計課は、会計管理者以下5名、事務補助員1名の計7名で業務に当たっております。事務内容につきましては、収入及び支出の審査を行っております。平成26年度の決算状況につきましては、次長より御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

実友委員長 垣尾次長。

垣尾会計課次長兼課長 失礼いたします。

私のほうから事前にお配りしております会計課の決算委員会の資料に基づきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。1ページには、会計課が所管します部分の決算の状況を書いております。

歳入のほうですけれども、決算書の44ページの財産収入、利子及び配当金でございます。これにつきましては、2ページに掲げております各基金の利子の分でございます。

続いて歳入で、諸収入の市預金利子ということで、これにつきましては短期の大  
口定期の預金利息ということで、内容については3ページに書いておりますので、  
また後ほど御説明申し上げます。

歳出につきましては、2款総務費の会計管理費ということで、決算書では82ペー  
ジになっております。この主な歳出につきましては、臨時職員1名の人件費の部分  
と、役務費の部分で公金の取り扱い手数料、あるいは収納手数料等々で370万円余  
りを支出しております。歳出の総額の決算額につきましては、808万3,940円という  
ふうになっております。

先ほど申し上げました公金の収納手数料の関係でございますが、下の表のほうに  
つけさせていただいておりますが、各金融機関の収納の取り扱い件数の推移を掲げ  
させていただいております。

2ページにつきましては基金の一覧ということで、一般会計で所管する部分につ  
きまして、ごらんのとおり17の基金を持っております。本年3月末の預金の基金の  
残高としましては、約79億円というふうになっております。

それから、特別会計に係る部分につきましては7つの基金であります。内容とし  
ましては簡水の基金が昨年水道の会計と一緒にになりましたので、1つ減っており  
ます。6つの基金ということでございますが、総額では1億9,000万円余りという  
ことになっております。

その他で土地開発基金が1件、1億円余りの基金を持っております。

合計で81億9,800万円余りの基金を保有しております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました市の預金利子というところの部分なんですけど、年度を通  
じまして一時期一定の期間でございますが、資金に余裕がある時期がございますの  
で、その部分につきましては短期ではございますが定期として運用をいたしてありま  
す。昨年度につきましては、5件で総額28億円を運用いたしまして、その運用の利  
子が14万8,923円という状況でございます。

続きまして、歳出で4ページでございますが、契約の関係を上げさせていただい  
ております。これにつきましては、紙幣硬貨入出金機の保守点検ということで、グ  
ローリー株式会社に委託をいたしてあります。金額としては2万9,624円というこ  
とでございます。

以上、お手元にお配りした資料の説明については以上でございますが、基金の部  
分につきましては詳細、会計管理者のほうから補足の説明をさせていただきます。

実友委員長 西川会計管理者。

西川会計管理者 それでは、財産収入、利子及び配当金について御説明させていただきます。

平成26年度決算につきましては、1億7,681万3,361円、前年度決算が5,714万4,824円で、増減1億1,966万8,537円となっております。

この増の部分につきまして、御説明させていただきたいと思います。これは、基金の繰りかえ運用でございまして、繰りかえ運用は現在保有しております県債、国債等を少しでも高く売却し、または利率のよいものに買いかえる行為で、昨年は地域福祉基金と地域振興基金で実施をしておりました。それでは、そのうちの平成26年の9月12日に実行しました地域振興基金の繰りかえ運用で御説明させていただきます。

この物件につきましては、平成25年3月25日に郷土発行資料公募地方債ということで、額面金額は4億3,000万円、100円当たりの単価が99.97円で購入いたしました。購入金額は4億2,981万1,000円で、利率は年0.68%で、利息は年292万4,000円でした。この物件を約定単価は101.722円で、もとの金額からしますと1.752円高く売れました。その金額としましては753万3,600円の売却利益が生まれております。

新たに購入したものは、100円当たりの単価が98.784円で購入しました。購入金額としましては、4億2,477万1,200円となりました。利率に関しましては年1.1%で、年間の利息においても180万6,000円の増となります。満期まで待ちますと、単価100円で4億3,000万円ですので、繰りかえ運用によりまして少しでも効率的な運用をしております。

こうした繰りかえ運用を地域振興基金で4回実行し、利益は1億279万3,240円、通常の利息が2,659万1,827円で、合計1億2,938万5,067円の利益となっております。地域福祉基金も4回実行してございまして、利益は2,925万9,662円、それと通常の利息としまして569万6,028円で、合計3,495万5,690円の収益となっております。

以上でございます。

実友委員長 説明は終わりました。

御質問ございましたら、挙手をお願いします。

大畑副委員長。

大畑副委員長 2ページの基金一覧のところでは1つだけお伺いしたいんですが、福地溪谷休養センター運営基金というのがあるんですが、これは休養センターとしての運営はもう行わないということになっておりますけども、この基金として存続し

ているのはなぜなのか、今後どうしようとされてるのかわかりますでしょうか。

実友委員長 垣尾次長。

垣尾会計課次長兼課長 今お尋ねの件でございますが、この4月以降について指定管理のほうがなかったということで、今、休止の状態になっておるのかなと思います。今のところ、特にその基金についての指示等がございませんので、今の段階ではちょっと私どもでお答えすることができない状態です。

実友委員長 ほかございませんか。

それでは、ないようでしたら、会計課につきましてはこれで審査終了したいというふうに思います。

会計課の皆さんお疲れさまでございました。

暫時休憩します。

午後 2時34分休憩

---

午後 2時38分再開

実友委員長 それでは、会議を再開いたします。

議会事務局の皆さん、当初からどうもいろいろお疲れさまでございます。最後になりましたけども、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、岡崎局長、説明をお願いいたします。

岡崎議会事務局長 失礼いたします。

それでは、議会事務局、監査、公平委員会、固定資産評価審査委員会にかかわる部分の決算について概略を御説明申し上げます。

平成26年度の議会費における決算額は1億8,225万1,421円で、主なものは御案内のとおり人件費となっております。平成26年度の活動内容につきましては、この後次長のほうから説明資料に基づきまして説明させていただきたいなと思っております。とりわけ議員協議会、議会運営委員会の26回を初め、議会報告会の12会場など、積極的な議会活動が行われてきたのかなと、このように思っております。今後は、議会が市民により身近な議決機関、行政の執行監視機関として、また住みよいまちづくりのための政策提言ができる機関としての役割を果たすことが市政の発展につながると、このように思っているところでございます。事務局といたしましては、議員の皆様方と協議を繰り返しながら、広報・広聴活動の充実や政策提言につながる情報収集などを行っていきたい、このように思っております。

あと資料につきましては、次長のほうより説明させていただきます。

実友委員長 前田次長。

前田次長兼課長兼議事係長 失礼します。

それでは、私のほうからは事前にお配りいたしました決算委員会資料に基づき説明させていただきたいと思います。

まず、1ページのところなんですけども、まず議会事務局の業務といたしまして、まず市議会が58回、59回、62回、63回の定例会がここに記載しているとおり4回開催されました。それから臨時会が60回、11月6日、それから61回が11月27日ということで、60回につきましては教育委員会のこども園の補正関係のほうが主の議題で臨時会を開いていただきました。それから61回につきましては、パソコン購入の関係、それから人勧の条例改正等に伴うことで臨時会を開いていただいております。

それから議員協議会の活動につきましては、ここに書いてあるとおり26回、それから議会運営委員会も26回、それから会派代表者会議が1回開いております。

それから総務文教常任委員会は21回、民生生活常任委員会が18回、産業建設常任委員会が15回、それから予算決算常任委員会が14回、広報特別委員会が15回、それから議会改革推進特別委員会が10回、公共交通調査特別委員会が4回、それから議会報告会につきましては昨年度は12会場ということで、出席者につきましては後ほどページ3のところまで報告させていただきたいと思います。

議会だよりにつきましては定例会の2カ月後発行ということで、年4回、5月、8月、11月、2月ということで年4回を発行いたしました。

それから議会のほうの視察受け入れといたしまして、これも4ページのところへ出てきますけども、5回、福島県、それから福岡県、西脇市、三田市、それから鹿児島県から議会のほうの視察の受け入れを実施しております。

政務活動費の収支報告につきましても、また最後のページのほうに出てきますので、そちらで説明させていただきます。

続きまして2ページ、監査委員事務局のほうの業務といたしまして、例月の出納検査を毎月25日ぐらい前後をめどに開催いたしました。それから平成25年度の決算審査を1回、それから財政健全化比率等の審査を1回、それから定例の監査を1回、それから工事監査を1回行っております。公平委員会の事務局を持ってるんですけども、勤務状況に関する措置要求、それから不利益処分に関する不服申し立てにつきましては、申し立て等がありませんでした。それから固定資産評価審査委員会につきましては、委員会を1回開催しております。審査の申し出につきましてはありませんでした。

それから3ページのほうですけども、平成26年度の議会報告会の出席者数をここへつけております。総数で297人の参加をしていただきました。昨年度、平成25年度は156人でしたので、141人増ということで、会場をふやしたということがやっぱり大きかったかなということで、かなりの人に来ていただいたと思っております。

次に4ページの方なんですけども、視察の受け入れ状況ということで、この記載のとおり5回受けております。そして市といたしましては、こういう他府県からの視察につきましては、やはり観光のアピールする機会だということも捉えておりまして、できるだけ来られた方につきましては泊まっていたとか、昼食は宍粟市でとってもらおうとかいうようなことで協力をお願いしておりまして、大体来られたところにつきましては少なくとも昼食等をしていただきました。

次に5ページのところなんですけども、政務活動費の収支報告書ということで、これにつきましては記載のとおりでございます。ただ、執行率を見ていただきますと、全体といたしまして62.69%ということになっておりますので、政務活動費につきましてはできるだけ一生懸命取り組んでいただいて、もう少し執行していただけたらいいのかなと思っております。

以上、簡単ですけども報告を終わります。

実友委員長 説明は終わりました。

質疑に入りたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。質疑はございますか。

岸本委員。

岸本委員 質疑ということじゃないんですけども、この4ページでしたか、視察の受け入れ状況を見まして、ちょっと寂しいなというふうに感じております。何かPR、先進地、先進事業とかいうことで、何かPRする事業がないのかなとか、あるいはそういう場所、PRする場所をもっといろんな手段があると思うんですが、そういうところも踏まえて、もう少したくさんの全国的に来ていただくような手段を市全体として考えていただければな、この表を見てちょっと寂しいなと思った感想です。

実友委員長 岡崎局長。

岡崎議会事務局長 御指摘のとおり、これは市の施策とも関連してまいります。やはり私が考えますに、宍粟市の特色というのはやっぱり森林であったり、環境施策、こういったところが全国的にも進んでおるといような状況をつくり出すことが、そういうことにつながると思うなと思っております。

もう一方で、議会改革におきまして、私はこの4月からなんですが、播但8市の事務局長さん方、議会の皆さん方の情報をとってみますと、そんなに情報公開のことにしても、宍粟市としては結構、播但8市の中ではどちらかといえば進んでいるほうかなというような感じも受けます。さらにその辺を努力することで、他府県から視察に来ていただけるような努力、これは議会、私ども事務局の役割かなと、このように感じております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 議会の問題がちょっと微妙なところなんですけども、4ページの視察受け入れが5件あったと。我々も視察に行ったときに所感を結構出すんですけども、我々が出したものを向こうが見られることもないのかと同時に、この5つの視察された人の所感というものを、もし見ることができれば、我々がごく自然にやっていたことが向こうの方にとっては新鮮であったり、逆に言うたら批判というか、問題点も浮き彫りになるんじゃないかなと、中からじゃなくて外から見る意味で、もし今後できることであれば、事務局のお力で所感を見せていただくことができれば、また変わった意味で成長して行けるんじゃないかなと思いますので、また検討いただければと。

実友委員長 前田次長。

前田次長兼課長兼議事係長 今、委員指摘のとおり、確かにそういうことがやっぱり顧みることにもつながると思いますので、ホームページ等で委員会の報告等は載ってるんですけども、所感まではなかなか載ってないんですけど、そこら辺ができるかどうか検討させていただきたいと思います。

実友委員長 よろしいでしょうか。

大畑副委員長。

大畑副委員長 資料の5ページなんですが、政務活動費のところですが、先ほども事務局から指摘を受けた感じがございますが、執行率が非常に低いと思います。やっぱり10何%、20何%、40何%というのは非常に気になる場所なんですが、やっぱりここで僕は不足してると思うのは、研修費に計上しながら広報なり広聴がされていないというのは、やっぱり税金を使ってる以上、こういう研修していればきちりとそれを市民に返していくという、そういう作業が必要かというふうに思いますし、そういうことで執行率も上がっていくと思うんで、もう少し事務局もこの使い方について厳しく言ってもらってもいいんじゃないかなと。例の県会で号泣会見が非常ににぎわしましたけども、やはり事務局が遠慮して言えなかったというところ



るも原因の一つとしてあると思います。うちの場合はそういう問題点は今のところないと思いますけども、こういう執行率が少ないということに対して、やっぱり厳しく言っていただいてもいいんじゃないかなというように思いますが、いかがでしょうか。

実友委員長 前田次長。

前田次長兼課長兼議事係長 今、御指摘のこと、執行率につきましては、確かに県会議員の問題があって逆に遠慮されたところがあるのかなと思います。政務活動費につきましては、純然たる認められた公費でございますので、市民に対する説明責任が果たせるものにつきましては、どんどん利用していただくという趣旨でつくっております。今言われたこと、確かに研修に行かれても広報費につきましては遠慮されたり、そういうところもあるかと思いますが、堂々と説明責任さえ果たされたら使っていただくべき費用だと思っておりますので、事務局といたしましてもできるだけ利用してもらうようにはお願いするようにはしたいと思います。

実友委員長 ほかがございませんか。

ないようでございますので、議会事務局につきましては、これで審査終了したいというふうに思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2時50分休憩

---

午後 3時00分再開

実友委員長 それでは、決算委員会を再開いたします。

決算委員会の報告書につきましては、各委員さんの担当部局の要旨やまとめを、きょうもはや2人いただいておりますけども、24日午前中をお願いしたいというふうに思います。各委員さんの報告書を、案なんですけど、24日に配付して、また御確認いただき、25日委員会でまとめていきたい。なお、本日お気づきの点がございましたら御意見を伺い、調整をさせていただきたいというふうに思います。24日の委員会は昼からということにさせていただきます。24日の昼からということをお願いいたします。25日はございません。

意見はございますか。

山下委員。

山下委員 各部局の自分が質問したところを、まとめがまだできてないんですけど、24日の午前中に。

実友委員長 事務局のほうに渡して置いていただきたいと思います。

山下委員 いいですか。

実友委員長 私もまだ全然しておりませんので、休み中にゆっくりと。

山下委員 ちょっと申しわけないんですけど、それでお願いします。

実友委員長 データでいただけたらということでございます。

山下委員 データで。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 まとめを提出するまでに、個人の分を事務局宛てということやってんけど、それはどうやっていただくんですか。皆さんから出たやつをまとめて、自分の分を出すという認識なんですけども。

実友委員長 皆さんからいただかれましたか。

稲田委員 いただいてないということは、もうなしでいいですか。

実友委員長 皆さん、ないですか。

山下委員 済みません、そのことを24日に。

稲田委員 それは24日じゃ間に合わんわ。

実友委員長 それではもう24日に間に合わん。

稲田委員 24日に僕が出さなあかん。

実友委員長 各個人に出してもらうのは、もうできたらあしたには出してもらわんと間に合いませんね。あしたは18日。あしたで結構です。そしてまた休みの間にまとめていただきたいと思いますというふうに思います、各個人では。よろしいですか。

ほか御意見ございませんか。

それでは、委員会での賛否の確認をしたいというふうに思います。

賛否の確認でございますけども、まず第81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いしたいというふうに思います。

( 挙手多数 )

実友委員長 賛成7人、反対1人です。

それでは、第82号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

実友委員長 同じく7人と1人です。

続いて、第83号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致でございます。

続いて、第84号議案、平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致でございます。

続いて、第85号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

実友委員長 賛成多数です。7対1です。

続いて、第86号議案、平成26年度市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

実友委員長 賛成多数です。7対1です。

続いて、第87号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致です。

続いて、第88号議案、平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致で賛成でございます。

第89号議案、平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致です。

第90号議案、平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、

原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致です。

第91号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致です。

第92号議案、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致で賛成ということになりました。

これで本日の決算委員会を閉会したいというふうに思います。拙い委員長でしたが、皆さんの協力でおおむね終了しかけております。まだ、これからいろいろ審査等もありますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは副委員長、閉会をお願いします。

大畑副委員長 それでは、閉会、一言御挨拶申し上げます。

9月14日より始まりました決算委員会、4日間連続での熱心な審査、本当にお疲れさまでございました。これからは取りまとめに入ります。先ほども事務的なお知らせをいたしました。それぞれの自分の意見について、担当委員の方にお知らせいただくのは明日中をお願いしたいと思います。そして、それぞれの担当委員の方につきましては、24日の午前中厳守で取りまとめの案を作成いただきたいと思います。

これで、取りまとめ前の決算委員会の審査を全て終了させていただきます。

次回決算委員会、9月24日午後1時から開催となっておりますので、御参集いただきますようお願い申し上げます。これにて散会したいと思います。大変お疲れさまでした。

実友委員長 お疲れさまでした。

(午後 3時09分 散会)